

第6期 大樹町総合計画

2024-2033

人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる
誰にでも居場所のあるまち大樹



はじめに

広大で豊かな自然環境に恵まれた大樹町は、先人の弛まぬ努力により、今日まで農林水産業を中心に商工業などと連携した産業振興と経済発展を遂げ、昭和3年の大樹村の誕生から間もなく100年の節目を迎えようとしています。

今日、人口減少や少子高齢化、自然災害の頻発・激甚化、さらにはパンデミックへの対応など我が国における課題はますます深刻化すると同時に、住民の暮らしや地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

一方で、地方移住への関心の高まりやテレワークの普及などによるライフスタイルの多様化やデジタル化への対応、SDGsの推進や脱炭素社会の実現など、基礎自治体に求められる役割はより一層大きくなっています。

このような状況の中、これからの10年間のまちづくりの指針となる「第6期大樹町総合計画」を策定しました。この計画では、大樹町の将来像を「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる誰にでも居場所のあるまち大樹」と掲げ、本町の地域特性を生かした持続可能なまちづくりを進めるとともに、輝く未来を次の世代に引き継ぐためにSDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」や2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいくこととしております。

計画の推進にあたっては、町民の皆様、関係機関や団体、町議会と行政が協働で取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、将来像の実現に向けて、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、住民・団体アンケート、住民ワークショップや懇談会等を通じて多くの皆様から貴重なご意見やご提言、お力添えをいただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

大樹町長 思川 豊



目次

序論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の役割	2
3 バックキャストिंगによる計画づくり	3
4 計画の構成と期間	4
5 計画の進行管理	5
6 住民をはじめ多様な主体との協働	6
第2章 計画策定の前提	7
1 人口等の推移	7
2 就業構造の推移	8
3 対話による計画づくり	9
4 第5期総合計画基本計画の評価	11
5 住民のニーズ	12
6 時代の潮流	16
基本構想	19
第1章 第6期総合計画の考え方	20
1 大樹町の特性	20
2 将来像の設定概念図	22
3 将来像	23
第2章 将来のフレーム	24
1 人口の指標	24
2 土地利用の基本方針	25
第3章 施策の体系	26
第4章 SDGs [*] （持続可能な開発目標）との関連	27
基本計画	29
第1章 共に支え合い安心して暮らせるまち	30
1-1 地域福祉	30
1-2 子育て支援	32
1-3 高齢者福祉	34
1-4 障がい福祉	36
1-5 保健・医療	38
1-6 社会保障	40
1-7 防災	42
1-8 防犯・交通安全・消費者保護	44
1-9 消防・救急	46

第2章 誰もが学び続けられるまち	48
2-1 学校教育	48
2-2 社会教育	52
2-3 スポーツ	54
2-4 文化	56
第3章 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち	58
3-1 農業	58
3-2 林業	62
3-3 水産業	64
3-4 商工業	66
3-5 観光	68
3-6 航空宇宙	70
3-7 雇用・勤労者対策	72
第4章 美しい自然と共生する持続可能なまち	74
4-1 環境保全・脱炭素化	74
4-2 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化	76
4-3 上下水道	78
4-4 道路	80
4-5 公共交通	82
4-6 公園・緑地	84
4-7 住環境	86
4-8 火葬場・墓地	88
第5章 地域共創やデジタル化が進むまち	90
5-1 コミュニティ・協働	90
5-2 交流・移住定住	92
5-3 情報通信・デジタル化	94
5-4 行財政	96
5-5 広域行政	98
資料編	99
1 策定体制	100
2 策定経過	103
3 諮問・答申	104
4 用語解説	106
5 施策の体系とSDGs [*] との関連	110
6 第6期総合計画に係る個別計画等一覧	112

◆ 本編に出てくる固有名詞や専門用語等には、※を付してありますので、本編の最後にある資料編の「用語解説」をご参照ください。

序 論

序 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町は、これまで5期にわたり総合計画を策定し、その時代と住民のニーズに適合した計画を掲げ、目指すべきまちづくりの実現に向けて取り組んできました。

第5期総合計画では、「～活力とやすらぎあふれるまちづくり～大いなる挑戦の継続」を基本理念に、「～暮らしと明日を彩る清流の里～コスモスのまち大樹」をテーマに掲げ、人口減少と少子高齢化が進む中、住民生活のセーフティネット*となる行財政運営を進めるとともに、教育環境の整備、子育て支援、産業の振興、住民との協働によるまちづくり等に取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による農林水産業、商工業等の基幹産業への影響、令和4（2022）年2月24日のロシアのウクライナ侵攻等による幅広い資源価格の高騰など、住民生活をとりまく状況は厳しさを増しています。

加えて、「誰一人取り残さない」というSDGs*の理念の推進や急速に進むデジタル化への対応等も求められています。

本町では、これからの困難な時代に、効率的で効果的な町政運営がより一層必要となると考えており、これからの住民活動と町政運営の指針となる令和6（2024）年度からの10年間を見通した「第6期大樹町総合計画」を策定します。

2 計画の役割

総合計画には、「まちづくりの理念や方向性と将来像」、「住民参画・協働の総合指針」、「計画的な行財政運営の総合指針」を明らかにする役割があります。

多様な主体によるまちづくりを推進していくために、「**まちづくりの理念や方向性と将来像**」を明らかにし、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎としての役割があります。

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、住民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚して、互いが対等な立場で協働し、より一層の連携を深めてまちづくりを推進するための「**住民参画・協働の総合指針**」としての役割があります。

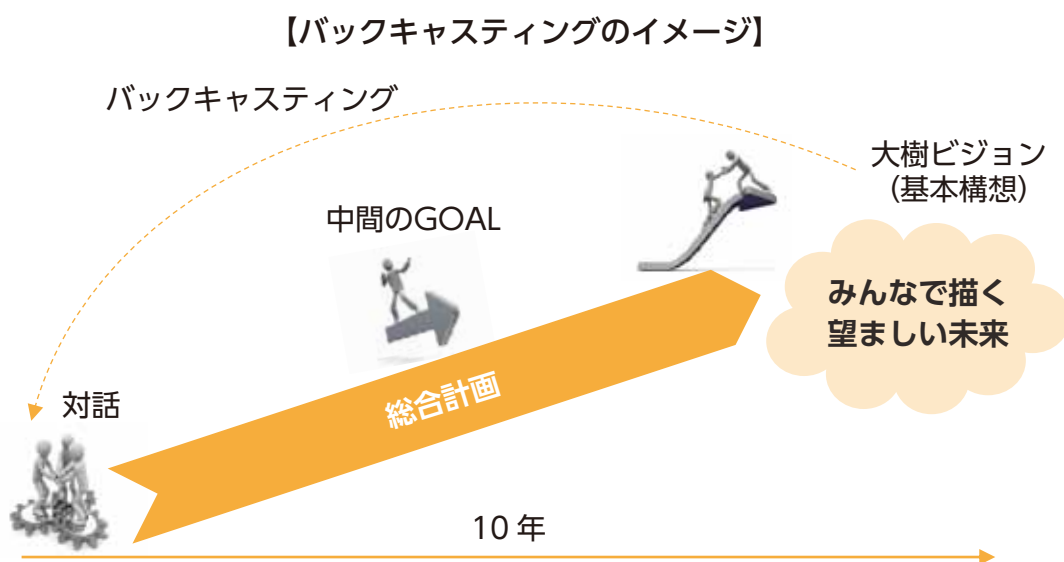
まちには、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自ら実行できる行財政体制の確立が求められており、選択と集中を踏まえた自立したまちを経営・マネジメントする視点に立った「**計画的な行財政運営の総合指針**」としての役割があります。

3 バックキャストिंगによる計画づくり

変化を生み出していこうとするとき、過去の動向を踏まえ、現状からどんな改善ができるかを考えて、改善策を積み上げていくような考え方を「フォアキャストिंग」と言います。それに対して、未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想を「バックキャストिंग」と言います。

別の言葉で言えば、「フォアキャストिंग」は現状を考えた改善的な手法、「バックキャストिंग」はイノベーション*を含んだ爆発的な手法とも言えます。この2つの考え方は、どちらが優れているという性質のものではなく、本来は相互補完的なものです。

第6期総合計画策定にあたっては、「バックキャストिंग」の視点を取り入れ、望ましい未来の姿から大きな変化を生み出していくと期待できる施策を積み上げる手法を取り入れています。



4 計画の構成と期間

第6期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されており、それぞれの内容構成と期間は次のとおりとなっています。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の特性、住民のニーズ、時代の潮流、直面している課題等を検討し、これらを踏まえて、将来像や基本目標等を示すものであり、令和6（2024）年度を初年度とし、令和15（2033）年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定める施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、基本構想と同様となりますが、中間年において、時代の潮流や施策の進捗状況等を点検して見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる施策に基づき、具体的に実施する事業を展開する上で、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示し、毎年度、ローリング方式*により評価・見直しを行います。

【計画の構成と期間】

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基本構想	<p style="text-align: center;">基本構想</p> <p style="text-align: center;">10年（令和6年度～令和15年度）</p>									
基本計画	<p style="text-align: center;">基本計画</p> <p style="text-align: center;">10年（令和6年度～令和15年度）</p>									
実施計画	<p style="text-align: center;">前期実施計画</p> <p style="text-align: center;">5年（令和6年度～令和10年度）</p>					<p style="text-align: center;">後期実施計画</p> <p style="text-align: center;">5年（令和11年度～令和15年度）</p>				
	毎年度、ローリング方式*により評価・見直し									

5 計画の進行管理

総合計画の進行管理については、住民参画のもとPDCA（Plan Do Check Action）サイクル^{*}を回し、着実に進めていくこととします。

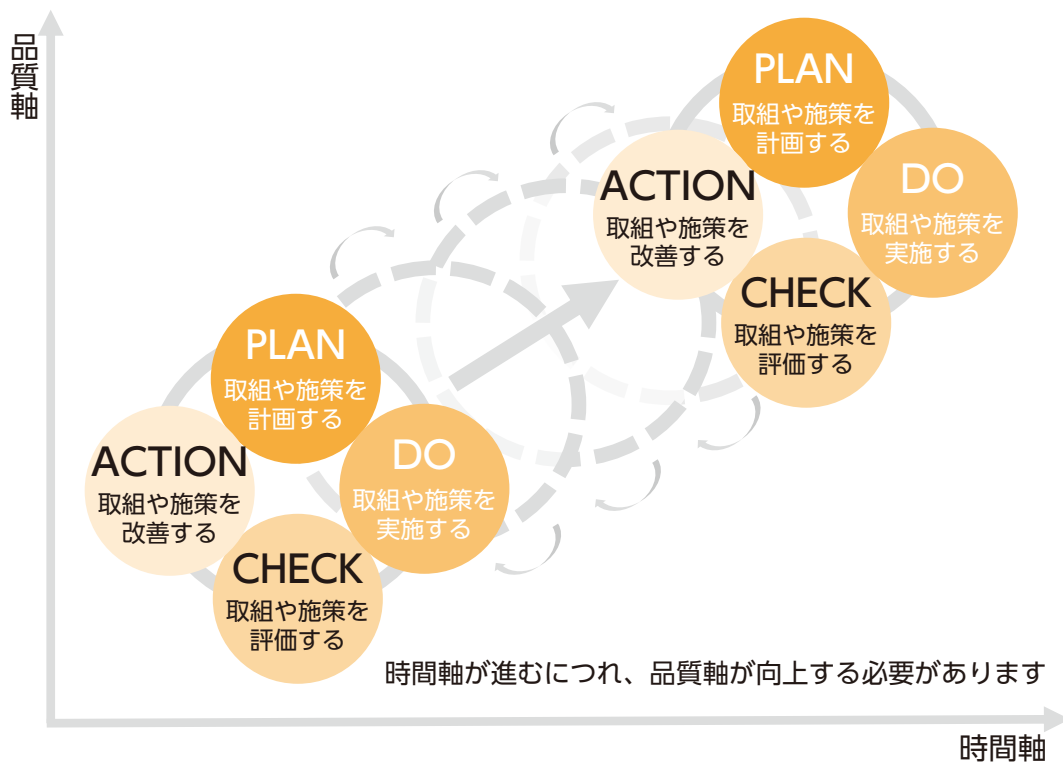
PDCA サイクル^{*}は、総合計画の進捗状況の評価から、現在の課題を把握し、その改善を図っていくという「フォアキャスティング」の考え方を取り入れたものです。

これに加え、変化の激しい時代に対応していくため、新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すイノベーション^{*}を取り入れていくことも重要視していきます。

このイノベーション^{*}は、新技術の導入だけではなく、新しいサービスの供給方式や新たなシステムの構築による組織形成、情報伝達の手段等も幅広く含む概念であり、今後、直面していく人口減少や少子高齢社会、デジタル化をはじめとした、変化の激しい時代に対応していくために、従来とは異なる価値の創出を追求していきます。

その際、住民、議会に加え、行政区等のコミュニティ組織、企業等の地域社会を支える多様な主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ともに新しい将来のビジョンを共有しながら計画推進にあたっていくこととします。

【PDCA サイクル^{*}概念図】



6 住民をはじめ多様な主体との協働

住民、事業者、関係団体、地域等の多様な主体の参画を促し、それぞれが持つ力を存分に発揮するパートナーシップを構築し、効果的な事業展開を図ります。

また、グローバル化の進展や第4次産業革命等による社会経済情勢の変化に対応し、広く国内外に向けてまちの持つ様々な価値や魅力を発信していくため、これまでの取組から生まれたつながりを最大限活用し、国内外との交流基盤を強化します。

【協働によって発揮する3つの力】



第2章 計画策定の前提

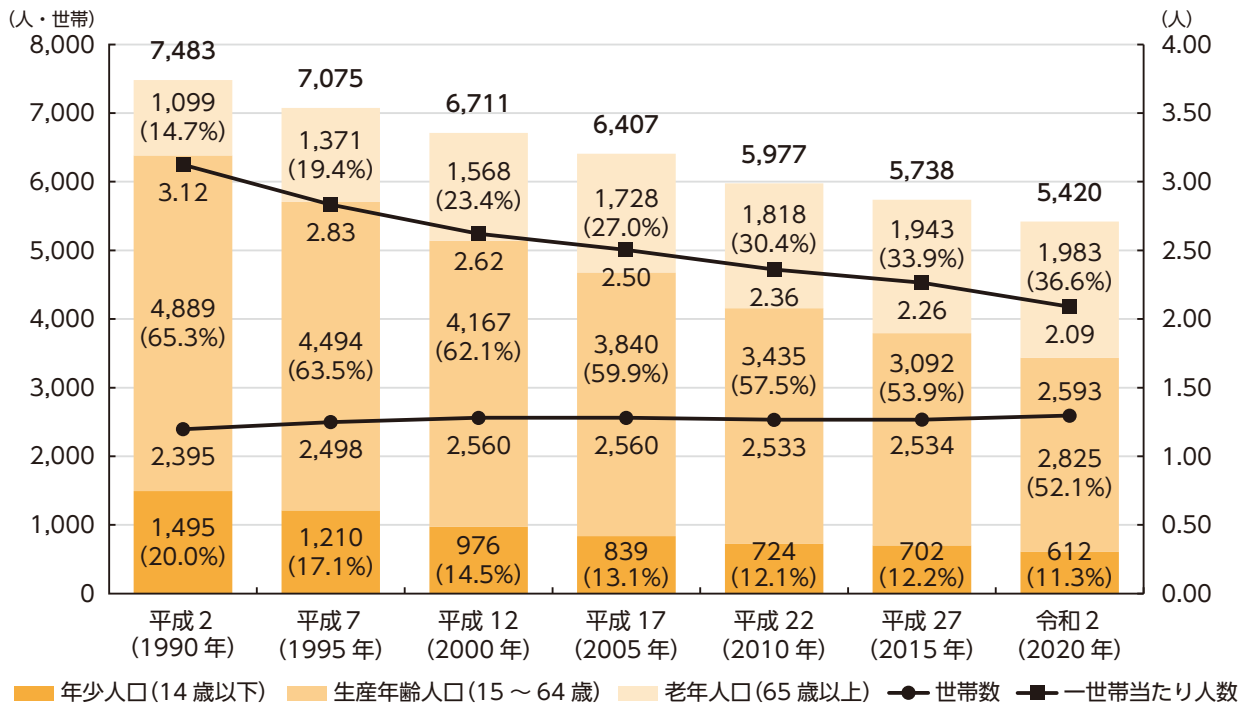
1 人口等の推移

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、令和2（2020）年では5,420人で、平成2（1990）年と比較して、2,063人（27.6%）減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、老年人口は増加傾向で推移しており、特に年少人口は令和2（2020）年と、平成2（1990）年と比較すると半数以下となっています。

世帯数は横ばいで推移しており、一世帯当たり人数は減少しています。

【人口等の推移】



	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
年少人口 (0～14歳)	1,495	1,210	976	839	724	702	612
生産年齢人口 (15～64歳)	4,889	4,494	4,167	3,840	3,435	3,092	2,825
老年人口 (65歳以上)	1,099	1,371	1,568	1,728	1,818	1,943	1,983
総人口	7,483	7,075	6,711	6,407	5,977	5,738	5,420
世帯数	2,395	2,498	2,560	2,560	2,533	2,534	2,593
一世帯当たり人数	3.12	2.83	2.62	2.50	2.36	2.26	2.09

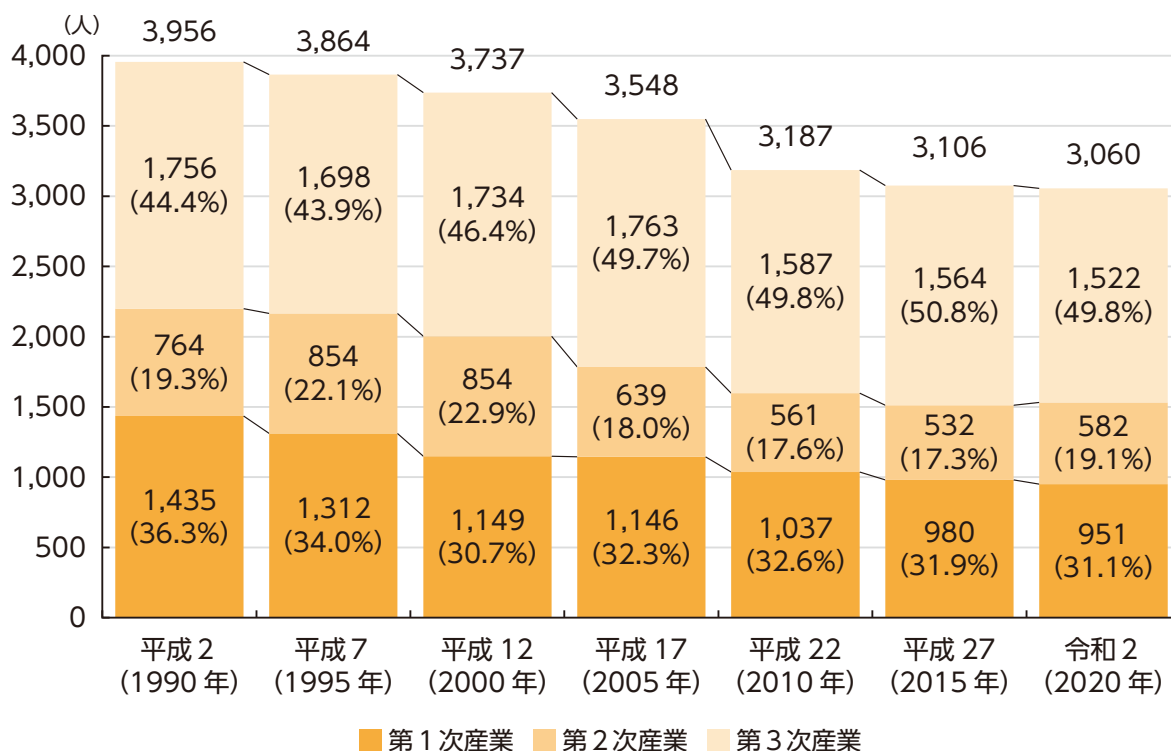
資料：各年国勢調査

2 就業構造の推移

国勢調査による本町の実業従事者数の推移をみると、減少傾向となっています。

令和2（2020）年と、平成2（1990）年を比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業の実業従事者数はそれぞれ減少傾向にあります。第3次産業の実業従事者数は減少率が低くなっており、相対的にその比率が高まっています。

【就業者数と就業構造の推移】



	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
第1次産業	1,435	1,312	1,149	1,146	1,037	980	951
第2次産業	764	854	854	639	561	532	582
第3次産業	1,756	1,698	1,734	1,763	1,587	1,564	1,522
分類不能の産業	1	0	0	0	2	30	5
就業者数	3,956	3,864	3,737	3,548	3,187	3,106	3,060

資料：各年国勢調査

3 対話による計画づくり

第6期総合計画策定にあたっては、対話による計画づくりを最重視し、次のとおり住民参画の取組を実施しました。

(1) まちづくり住民アンケート調査

住民の町政に対する満足度や日常生活の中で感じていることを把握し、これからの総合計画に反映させることで、住みよいまちづくりを実現していくことを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和4(2022)年10月
- ②対象者 年齢層を考慮して無作為に抽出した18歳以上の住民1,500人
- ③調査方法 郵送とWeb方式*による調査票の配布・回収
- ④回収結果 有効回収数495票 有効回収率33.0%

(2) 中学生・高校生アンケート調査

本町の次代を担う中学生及び高校生の意見や希望を把握するとともに、まちづくりへの参画を促進することを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和4(2022)年10月
- ②対象者 町内の中学生・高校生
- ③調査方法 学校を通じた調査票の配布・回収
- ④回収結果 中学生 有効回収数125票 有効回収率92.6%
高校生 有効回収数78票 有効回収率95.1%

(3) まちづくり団体アンケート調査

日頃、町内で活躍されている団体等の皆様の意見や提案を把握し、総合計画策定における基礎的な資料とさせていただくことを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和4(2022)年10月
- ②対象者 町内の団体等
- ③調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- ④回収結果 有効回収数74票 有効回収率71.2%

(4) 住民ワークショップ

住民と協働して総合計画策定を進めることを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和5(2023)年1月24日、2月7日、2月21日の3回
- ②参加者 住民26人
- ③実施場所 大樹町福祉センター 1階 中会議室
- ④進め方 参加者がまちの課題とやるべきこと、自分や地域でできることについて自由に意見やアイデアを出し合うワークショップにワールドカフェ方式*を併用して実施しました。

(5) 子育て世代との団体懇談会

子育て世代の意見を総合計画に反映させることを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和5（2023）年2月22日
- ②参加者 子育て世代の住民3人、移住コーディネーター1人
- ③実施場所 大樹町生涯学習センター 2階 視聴覚室
- ④進め方 参加者が本町での子育てに関する課題と要望について自由に意見やアイデアを出し合う座談会方式で懇談を実施しました。

(6) パブリックコメント*

パブリックコメント*によるご意見をいただき、多くの住民の皆さんの声を反映して、最終的に総合計画を策定しました。

- ①実施時期 令和5（2023）年10月～11月
- ②実施方法 ホームページ及び町内放送による周知、町内の公共施設における資料の配布、ホームページにおける提出意見及びその意見に対するまちの考え方の公表



4 第5期総合計画基本計画の評価

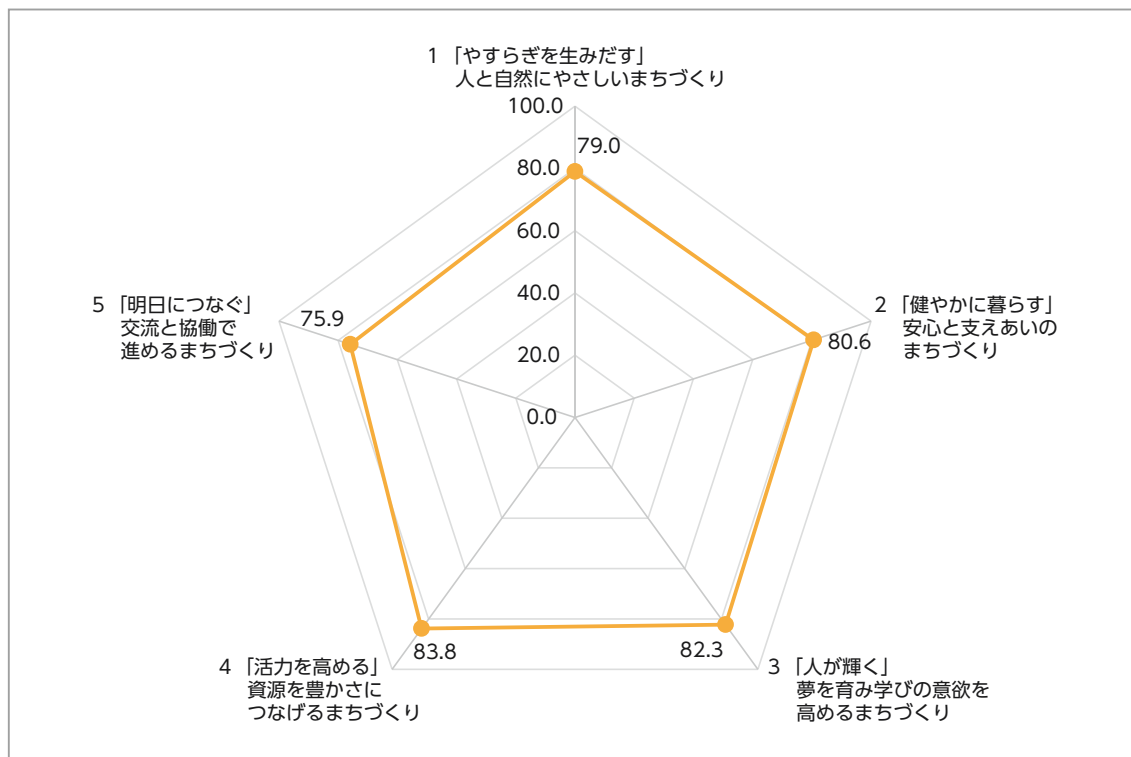
第6期総合計画策定の基礎資料とするため、第5期総合計画基本計画の5つの章ごと、それぞれに位置付けられている施策については、「達成度」、「第6期総合計画に向けて考えられる課題や必要な取組」、「拡充、維持、効率化・統合、休・廃止の方向性」について、令和5（2023）年3月31日（令和4（2022）年度終了）時点の評価基準日として、自己評価を行いました。

主な施策ごとに採点（100点、80点、60点、40点、20点の5段階）を行い集計した結果、計画全体の評価点は80.2点となりました。

なお、5つの章ごとの評価点は、第1章『「やすらぎを生みだす」人と自然にやさしいまちづくり』が79.0点、第2章『「健やかに暮らす」安心と支えあいのまちづくり』が80.6点、第3章『「人が輝く」夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり』が82.3点、第4章『「活力を高める」資源を豊かさにつなげるまちづくり』が83.8点、第5章『「明日につなぐ」交流と協働で進めるまちづくり』が75.9点となりました。

また、第5期総合計画において、「まちづくりの指標」として、目標年（令和5（2023）年）における総人口を5,200人と設定していましたが、令和5（2023）年4月1日時点における総人口は5,402人と目標設定値を約200人超える結果となっており、第5期総合計画に掲げる各施策を着実に推進してきた中で、雇用を創出するための産業支援や定住促進対策等に取り組んできた成果であると推測されます。

【5つの章ごとの評価点】



5 住民のニーズ

(1) まちづくり住民アンケート調査

① 愛着度

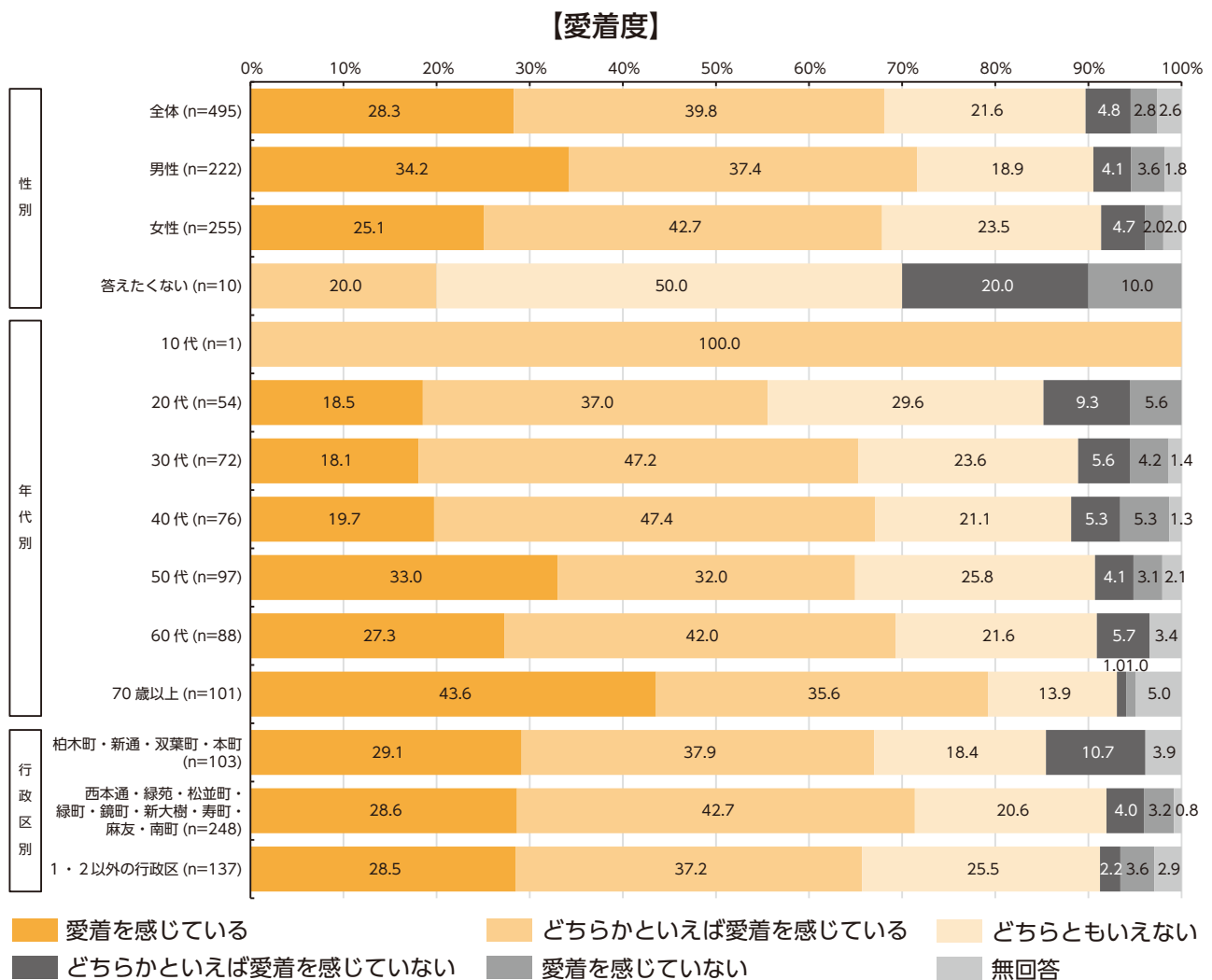
愛着度について、「愛着を感じている」(28.3%)と「どちらかといえば愛着を感じている」(39.8%)を合わせた『愛着を感じている』は68.1%となっています。

一方、「どちらかといえば愛着を感じていない」(4.8%)と「愛着を感じていない」(2.8%)を合わせた『愛着を感じていない』は7.6%となっています。

性別でみると、『愛着を感じている』の割合は男性が女性より高くなっています。

年代別でみると、『愛着を感じている』の割合は70歳以上が高く、20代が低くなっていますが、30代以上の層で6割以上が『愛着を感じている』となっています。

行政区別でみると、『愛着を感じている』の割合は西本通・緑苑・松並町・緑町・鏡町・新大樹・寿町・麻友・南町が他の行政区と比べると高くなっています。



②満足度

満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は、「高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備」(48.7%)が最も高く、次いで、「病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実」(40.8%)、「消防・救急体制の整備」(37.0%)、「公共下水道や個別排水処理施設・上水道施設の整備」(35.4%)、「町道や農道の整備」(33.3%)の順となっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は、「除雪対策」(29.3%)が最も高く、次いで、「公園や緑地などの整備」(24.6%)、「ふれあいバスなどの公共交通機関の確保」(19.8%)、「町道や農道の整備」(18.8%)、「新たな特産品開発など地場産業の振興」(17.6%)の順となっています。

【満足度『満足』の上位5項目】

項目	割合
高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備	48.7%
病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実	40.8%
消防・救急体制の整備	37.0%
公共下水道や個別排水処理施設・上水道施設の整備	35.4%
町道や農道の整備	33.3%

【満足度『不満』の上位5項目】

項目	割合
除雪対策	29.3%
公園や緑地などの整備	24.6%
ふれあいバスなどの公共交通機関の確保	19.8%
町道や農道の整備	18.8%
新たな特産品開発など地場産業の振興	17.6%

③重要度

重要度について、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』は、「除雪対策」(80.4%)が最も高く、次いで、「病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実」(68.9%)、「消防・救急体制の整備」(66.7%)、「防災対策の充実」(63.2%)、「高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備」(62.2%)の順となっています。

一方、「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた『重要でない』は、「北海道スペースポート^{*}構想の推進」(16.4%)が最も高く、次いで、「姉妹都市・友好都市や銀河連邦共和国など地域間交流の拡大」(13.7%)、「太陽光発電システム整備など省エネ・省資源対策」(8.9%)、「行政区やコミュニティ活動の充実」(7.3%)、「消費生活相談員の増員など消費者対策の充実」(6.7%)の順となっています。

【重要度『重要』の上位5項目】

項目	割合
除雪対策	80.4%
病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実	68.9%
消防・救急体制の整備	66.7%
防災対策の充実	63.2%
高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備	62.2%

【重要度『重要でない』の上位5項目】

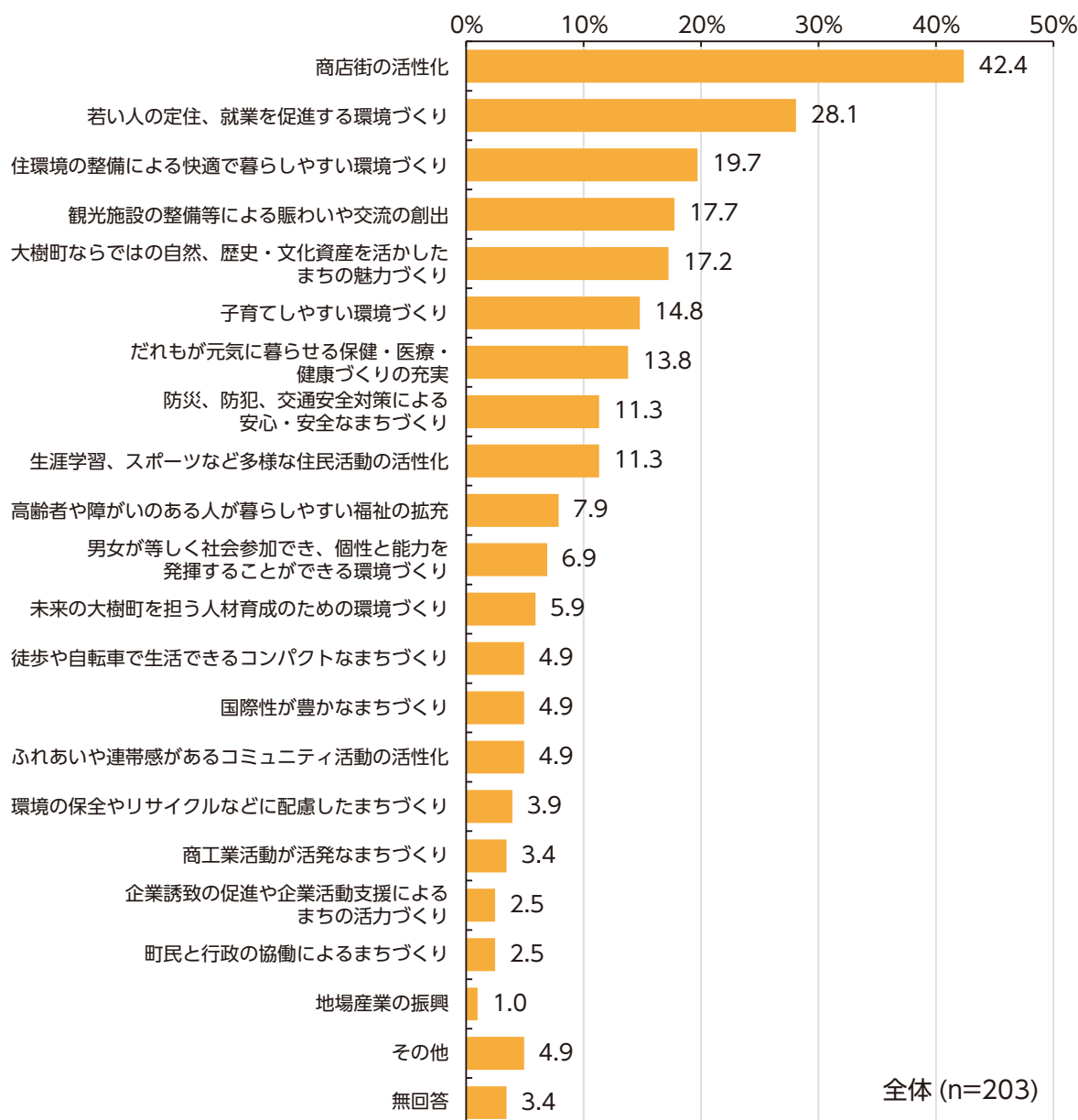
項目	割合
北海道スペースポート [*] 構想の推進	16.4%
姉妹都市・友好都市や銀河連邦共和国など地域間交流の拡大	13.7%
太陽光発電システム整備など省エネ・省資源対策	8.9%
行政区やコミュニティ活動の充実	7.3%
消費生活相談員の増員など消費者対策の充実	6.7%

(2) 中学生・高校生アンケート調査

①魅力的なまちとなるために必要な取組

これからの大樹町が、もっと住みやすく、魅力的なまちとなるために必要な取組について、「商店街の活性化」(42.4%)が最も高く、次いで、「若い人の定住、就業を促進する環境づくり」(28.1%)、「住環境の整備による快適で暮らしやすい環境づくり」(19.7%)、「観光施設の整備等による賑わいや交流の創出」(17.7%)、「大樹町ならではの自然、歴史・文化資産を活かしたまちの魅力づくり」(17.2%)、「子育てしやすい環境づくり」(14.8%)、「だれもが元気に暮らせる保健・医療・健康づくりの充実」(13.8%)、「防災、防犯、交通安全対策による安心・安全なまちづくり」と「生涯学習、スポーツなど多様な住民活動の活性化」(同率 11.3%)の順となっています。

【魅力的なまちとなるために必要な取組】



6 時代の潮流

第6期総合計画策定にあたっては、次のような社会状況の変化に留意します。

(1) デジタル化の推進

令和3(2021)年5月、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的としたデジタル改革関連法が成立しました。また、令和3(2021)年9月、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX^{*}を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、デジタル庁が設置されました。行政をはじめ、地域社会全体のDX^{*}を進めることにより、新たな産業やサービスの創出、暮らしの利便性や安全性の向上、簡便な行政サービスの提供が期待されます。

(2) カーボンニュートラル^{*}の推進

令和2(2020)年10月、国は、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル^{*}」を宣言しました。国は、「2050年カーボンニュートラル^{*}に伴うグリーン成長戦略」において、地球温暖化への対応を成長の機会と捉え、洋上風力・太陽光・地熱、水素、自動車・蓄電池産業等14分野について、強力に施策を推進していくこととしています。

(3) 危機管理体制の充実

わが国の1時間降水量50mm以上の年間発生件数は増加しています。過去10年間(平成23(2011)～令和2(2020)年)の平均年間発生件数(約334回)は、統計期間の最初の10年間(昭和51(1976)～昭和60(1985)年)の平均年間発生件数(約226回)と比べて、約1.5倍に増加しています。気候変動の影響により激甚化する自然災害に対応するため、本町においても、地震・津波・集中豪雨等の自然災害から住民の命と財産を守るための取組は、一層の重要性を増しているところです。特に、近い将来発生する可能性が高いとされている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震においては、沿岸部を有する本町にとって深刻な津波被害が予想されており、町域の強靱化と平時からの防災・減災対策を進めていくことが重要となります。

更に、新型感染症等の様々な不測の事態に対するまちの危機管理体制について、個別マニュアルの整備や職員の危機管理意識の醸成等を平時から進めておく必要があります。

(4) 人口減少、少子高齢化への対応

本町におけるこれからの10年間は、人口減少が進み、高齢者人口も減少していく時期にあたります。この時期は、少子高齢社会の進行が及ぼす主要産業への影響をはじめ、地域コミュニティをめぐる様々な諸課題が更に顕在化してくることが予見されます。今後の行政運営は、過去からの延長線ではなく、今後、現れてくる変化・課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり、現状改良の視点だけではなく、

新しいイノベーション^{*}を旺盛に取り入れていくことが求められます。

(5) ライフスタイルの多様化

我が国において令和2（2020）年1月に初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、数度にわたり緊急事態宣言やまん延防止措置が発令されるなど、人々の生命や生活のみならず、経済、社会など多方面に影響を及ぼしてきました。一方で、地方移住への関心の高まりやテレワーク^{*}の普及など、人々の価値観や生活様式にも大きな変化が生まれました。

これからも、多様化する働き方やライフスタイルを踏まえ、社会や人々の行動・意識の変化を的確に捉えた取組が重要となります。

(6) ネットワーク型社会の構築

住民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが最重要であると考えます。

新たな技術を基盤として、組織や地域の枠を越えて、多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築し、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、新しい将来のビジョンを共有しながら計画推進にあたっていくことが求められます。



A large, solid orange circle is centered on the page. Inside the circle, the Chinese characters "基本構想" are written in a bold, white, sans-serif font.

基本構想

第1章 第6期総合計画の考え方

1 大樹町の特性

大樹町から連想されるのは、歴舟川、日高山脈、太平洋、畑、森林、コスモス、牛、牛乳、チーズ、砂金、宇宙、ミニバレーなど、イメージカラーとなる資源は様々あります。これらの特性を生かした持続可能なまちづくりを進めていくことが大切です。

【沿革】

まちの沿革としては、この地には、古くは先住民族であるアイヌの人たちが生活していました。そして、寛永12（1635）年頃からアイボシマ地区で砂金採取が始まりました。

明治19（1886）年には、十勝開拓の祖 依田勉三率いる晩成社が現在の生花地区で牧畜業を開始し、その後、主に本州からの入植者により町内各地で本格的な開拓が始まりました。

昭和3（1928）年には、現在の広尾町から大樹村として分村し、昭和24（1949）年に旧忠類村（現幕別町忠類地区）を分村、昭和26（1951）年に町制が施行され、昭和30（1955）年に旧大津村西部を編入し、現在に至っています。

【自然】

町域は、十勝平野の南部、南十勝地域の中央に位置し、西は日高山脈、東は太平洋に面し、まちの中央を「清流 歴舟川」が流れています。面積は815.67平方キロメートルですが、その7割は国有林を中心とする山林で、可住地面積はおよそ3割となっており、四季折々の表情を見せる自然が豊かなまちです。

気候は大陸型で、四季を通じて快晴の日が多く、降水量は1,100mm程度、降雪量も多くありませんが、年間の気温差が大きく、特に12月から2月の厳寒期には氷点下20度を下回ります。また、春から夏にかけては、海霧の発生により気温の上がらない日がみられます。

【産業】

基幹産業は農業を中心とした第1次産業であり、特に酪農は国内有数の大規模経営となっています。

製造業では、大手乳業会社のチーズ工場や漬物工場、製材工場等が地元の農畜産物や木材の加工を行っています。

商業は、人口減少や帯広市圏への購買力の流出等により、事業者数が減少しています。

【施設】

認定こども園については、社会福祉法人が運営する施設が市街地に1か所、本町が運営する施設が郊外部（尾田）に1か所あり、小学校・中学校については、各1校ずつあります。更に、道立の大樹高等学校があり、まちと連携のもと、特色ある教育が進められています。

保健・介護福祉施設については、高齢者保健福祉推進センターのほか、特別養護老人ホームや老人保健施設、通所介護施設が本町及び社会福祉法人の運営により開設されています。

医療機関については、町立病院と診療所2か所があり、住民の健康を支えています。

社会教育施設としては、生涯学習センターや郷土資料館のほか、体育館、武道館、プールや運動公園施設等があり、多くの住民の学習やスポーツ・文化活動に利用されています。

また、道の駅「コスモール大樹」は、特産品の販売や地域情報の発信拠点として多くの人を集め、商業の複合施設としても利用されています。

【持続可能なまちづくり】

本町では、令和3（2021）年12月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ[※]宣言」を行い、住民、事業者、行政が一体となって地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

また、脱炭素社会の実現に向け、地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標や地域の将来ビジョンを示す大樹町再生可能エネルギー導入計画を策定するとともに、公共施設での木質チップボイラーの導入を促進し、地域の木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギーの地産地消を進めています。

【宇宙とのつながり】

「北海道に、宇宙版シリコンバレー[※]をつくる」という計画の実現に向け、民間にひらかれた商業宇宙港「北海道スペースポート[※]（HOSPO）」が令和3（2021）年4月から本格稼働しています。

平成28（2016）～平成30（2018）年には、地域の関係企業・団体等で構成する「宇宙のまちづくり推進協議会」において協議を行い、令和元（2019）年に「北海道スペースポート[※]構想」を公表、その後、地域再生計画「大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画」について内閣府の認定を受けています。

この計画を具現化し、事業を推進するため、本町及び6つの道内企業等が出資して、SPACE COTAN株式会社を設立、北海道スペースポート[※]の運営、ロケット及び宇宙旅行等を目的とした宇宙船（スペースプレーン）の打上げ支援業務等をはじめ、航空宇宙産業発展に向けた研究・開発ならびに地域創生を含むビジネス機会の提供をサポートしています。

2 将来像の設定概念図

【将来像設定のキーワード】



3 将来像

将来像を次のように設定して、各施策を取り組んでいきます。

人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる
誰にでも居場所のあるまち大樹

「人とひと」

人と人がふれあい、お互いに思いやりを持って助け合い、支え合うことを示しています。

「人と自然」

豊かな自然の恵みを受けて、人々が活力に満ちた暮らしを育むことを示しています。

「人と宇宙」

宇宙を核として多様な企業が集積することにより人が集まり、新たなコミュニティが生まれることを示しています。



目指す姿

人とひと・人と自然・人と宇宙の「つながり」を大切にし、町内外の人を問わず、「誰にでも居場所のあるまち」をつくりあげていくことを目指します。

第2章 将来のフレーム

1 人口の指標

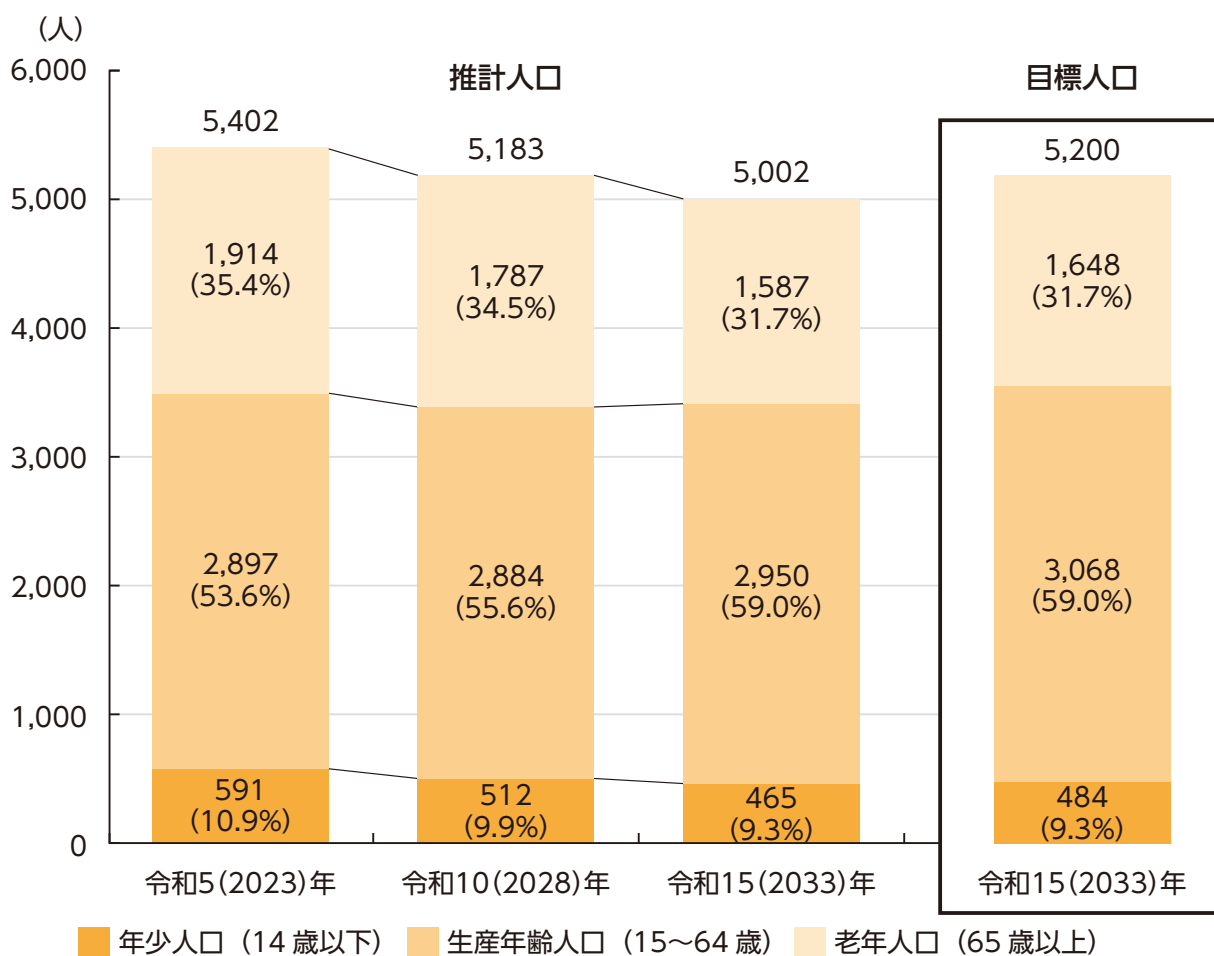
本町の人口は、これまで減少傾向で推移していますが、過去5年間の住民基本台帳の男女1歳階級別人口の推移をもとに、コーホート変化率法*で推計した場合、第6期総合計画の目標年度である令和15(2033)年には、5,000人程度となると推計されます。

また、年少人口と老年人口は減少していきませんが、生産年齢人口は、やや増加することが予測されています。

この推計を踏まえ、子育て支援や福祉の充実、地域産業の振興、移住定住促進対策等を進めることにより、令和15(2033)年の目標人口を次のとおり設定します。

令和15(2033)年の目標人口 5,200人

【人口の指標】



2 土地利用の基本方針

土地は、住民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら、社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

(1) 住宅地

住宅地については、安全で良好な住環境を維持するため、今後増加が予想される空き家・空き地の有効活用や安全対策を推進するとともに、宅地整備や公共施設の適正配置を図るなど、計画的な土地利用に努めます。

(2) 商工業地

商工業地については、地域経済の活性化と新たな雇用の確保に向け、新産業の創出や企業誘致等の推進に寄与する土地利用と基盤整備を進めます。

(3) 農業地域

農業地域については、土地改良など、生産基盤の整備を計画的かつ円滑に推進し、生産性や作業効率の向上を図るとともに、他の用途への転用や耕作放棄地の発生を抑制するなど、優良農用地の保全に努めます。

(4) 漁業地域

漁業地域については、漁港や漁場の整備など、水産業の発展に向けた生産基盤のより一層の充実を図るとともに、海岸保全施設の整備を推進します。

(5) 森林地域

森林地域については、水源のかん養、山地災害の防止、温室効果ガスの吸収のほか、住民の保健・休養・レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を有していることから、計画的な植林や除間伐等により森林資源の適正な保全と活用に努めます。

第3章 施策の体系

第6期総合計画における施策の体系を次のように設定し、将来像の実現に努めます。

基本目標	施策分野
1 共に支え合い安心して暮らせるまち	1-1 地域福祉
	1-2 子育て支援
	1-3 高齢者福祉
	1-4 障がい福祉
	1-5 保健・医療
	1-6 社会保障
	1-7 防災
	1-8 防犯・交通安全・消費者保護
	1-9 消防・救急
2 誰もが学び続けられるまち	2-1 学校教育
	2-2 社会教育
	2-3 スポーツ
	2-4 文化
3 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち	3-1 農業
	3-2 林業
	3-3 水産業
	3-4 商工業
	3-5 観光
	3-6 航空宇宙
	3-7 雇用・勤労者対策
4 美しい自然と共生する持続可能なまち	4-1 環境保全・脱炭素化
	4-2 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化
	4-3 上下水道
	4-4 道路
	4-5 公共交通
	4-6 公園・緑地
	4-7 住環境
	4-8 火葬場・墓地
5 地域共創やデジタル化が進むまち	5-1 コミュニティ・協働
	5-2 交流・移住定住
	5-3 情報通信・デジタル化
	5-4 行財政
	5-5 広域行政

第4章 SDGs※（持続可能な開発目標）との関連

SDGs※（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ（行動計画）」に基づき、令和12（2030）年を期限として設定された、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される国際目標です。

SDGs※の基本的な考え方は、「経済・社会・環境」の3つの側面のバランスが取れた持続可能な社会をつくることにあり、総合的な取組を進めていくことが求められます。

国は、平成28（2016）年12月、「SDGs※実施指針」を決定し、持続可能で強靱かつ誰一人取り残さない、「経済・社会・環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指しています。

私たちの日々の生活は、国境や地域を超えて密接に関連しており、SDGs※の取組を進めることは、より良い世界や「未来につながるまちづくり」につながります。

第6期総合計画では、SDGs※の視点を取り入れ、各施策と17のゴール（目標）を関連付け、国や北海道をはじめ、多様な関係者と連携しながら、総合的な取組を積極的に進めることにより、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

【SDGs※（持続可能な開発目標）】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGs*の17のゴール(目標)】

目標	内容
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児が本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにする</p>	<p>【ジェンダー*】 ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児が本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにする</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ・産業化・イノベーション*】 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション*の推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動は具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

基本計画

基本計画

第1章 共に支え合い安心して暮らせるまち

1-1 地域福祉

関連するSDGs※



目指す姿

本町に住む誰もが住み慣れた地域で、助け合い、支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

現状と課題

- 急速な人口減少・少子高齢化や世帯の多様化、生活スタイルの変化等により、社会構造が大きく変化し、様々な困難を抱える人が増加してきています。
- 地域福祉を進めるためには、高齢者同士でも支え合うことが必要です。そのためには、高齢者を対象とした地域ふれあいサポーターの養成や小地域ネットワーク事業の積極的な推進による、地域共生社会の実現に向けた考え方や活動の活性化が求められます。
- 公的サービスだけでは対応できない地域生活に密着したきめ細かな福祉サービスを提供するためには、地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会とより一層連携を深めていく必要があります。
- 一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取組や、次世代を担う小・中・高校生に対して福祉職への興味関心を高め、就労のきっかけづくりとなるような取組を充実させていくことが必要です。
- ひとり親家庭は年々増加傾向にあり、生活の安定と自立の促進に向けた幅広い支援体制が求められており、相談体制の充実や経済的自立に向けた支援が必要となっています。

施策と取組内容

① 地域福祉の総合的な推進

- 行政区や社会福祉協議会等を中心に、地域住民が地域課題を主体的に把握し、解決を目指す活動を支援します。
- 行政区や民生委員・児童委員、各種団体、事業者等と連携しながら、地域住民の生活を見守る活動を支援します。
- 地域の生活課題に対する解決力と地域力※の強化を図るため、住民や事業者、ボランティア団体等との連携と協働を推進します。

- 地域福祉に関する情報提供と相談支援体制の充実に努めます。
- 社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体や地域における通いの場の活動を支援します。

② 福祉の心の醸成

- 住民が持つ知識や経験を地域福祉活動に活かせるような各種講座の開催、地域福祉活動の機会の提供により、担い手の確保に努めます。
- 学校教育における様々な活動への参加体験、生涯学習の場等を通して、福祉教育の充実を図り、子どもの頃から思いやりの心を育むとともに、あらゆる人々の多様性の理解を深めます。
- 高齢者・障がいのある人と子ども・若い世代が交流できる機会を創出します。
- ボランティアに関する周知・啓発を行うとともに、ボランティア活動を支援します。また、福祉活動への興味関心を高める機会を創出します。

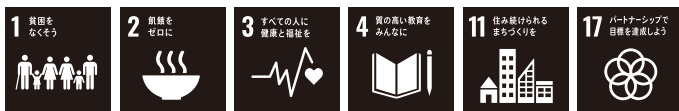
③ 相談支援体制の充実

- 高齢者や障がいのある人、子育て世帯の保護者、生活困窮者、ひきこもり等に関する相談に夜間・休日にも対応できるよう検討するとともに、あらゆる人の困りごとを総合的に支援・解決できる重層的な相談支援体制を構築します。
- 地域生活課題を抱える人を総合的に支援するため、役場、消防、病院、社会福祉協議会など、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
ふれあいサポーター登録者数	92人	122人

1-2 子育て支援

関連するSDGs※



目指す姿

次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

現状と課題

- 本町では、子育てを社会全体で支援する環境づくりを進め、多様化する子育てニーズに対応するため、延長保育や土曜保育、一時預かり事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業を実施し、子育て支援サービスの充実を図ってきました。
- 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、赤ちゃん誕生祝金の贈呈や保育料の軽減、副食費の無償化など、まち独自で支援を進めてきました。今後も多様な子育てニーズを把握しながら、適切な支援を行っていくことが求められています。
- 子育て世帯の不安解消と孤立防止のため、子育て支援センター等で育児に関する相談支援を行っており、子育て包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築しています。また、関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見に努めています。
- 乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見し、発達の遅れや障がいのある子どもに対しては、身近な地域で必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められており、南十勝4町村の共同運営による南十勝こども発達支援センターの指導体制の更なる充実が必要となります。
- 放課後児童対策では、学童保育所を設置し、安心して預けられる支援体制の充実を進めてきました。今後の課題としては、障がい児デイサービスや児童館機能を付加するなど、すべての児童が自由に遊び、利用できる居場所の確保が求められています。
- 乳幼児及び児童医療費の一部を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、健康の向上と福祉の増進を図る必要があります。
- 令和4(2022)年4月から大樹南・北保育園を統合して新たに「認定こども園たいき」を開園し、保育体制の充実を進めてきており、今後も支援ニーズを把握しながら、適切な支援を行っていくことが求められています。

施策と取組内容

① 地域における子ども・子育て支援

■子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、ファミリーサポートセンターなど、各

種の子ども・子育て支援サービスを提供するとともに、多様な子育てニーズに対してきめ細かく相談、情報提供を行い、必要なサービスにつなげます。

■子育て支援センターでは、子育て世帯が交流できる場所や子育て情報を提供するとともに、育児相談等の支援体制の充実に努めます。

■学童保育所では、地域と連携を図りながら多世代交流を推進します。

② 幼児教育・保育の充実

■子どもたちが豊かな体験から個々の発達を促すことができる質の高い教育・保育を提供するとともに、待機児童ゼロを維持するよう努めます。

■潜在的人材の発掘や各種研修の実施・参加等に積極的に取り組むことで、保育教諭の確保・定着や資質の向上を図ります。

■子どもたちが安全安心な生活を送ることができるよう、施設・設備の整備、防犯・防災の安全対策を進めます。

③ 仕事と子育ての両立支援

■保護者の多様な働き方に対し、認定こども園や学童保育所の延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの拡充に努めます。

■家族が協力して行う子育てを推進するほか、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを進めます。

④ 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

■すべての妊婦や子育て家庭が、安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

⑤ 支援が必要な子ども・家庭への支援

■子どもの障がいの程度や発達段階に合わせた療育の場を確保し、継続的な支援を行うとともに、関係機関との連携により、障がいの早期発見、早期療育に取り組みます。

■児童虐待やヤングケアラー^{*}等に関する知識の普及や相談体制の充実に努めるとともに、児童虐待等の早期発見や予防、適切な支援に努めます。

■ひとり親家庭等の暮らしの安定のため、経済的な援助や就労支援、日常生活への支援等を行います。

■児童手当をはじめとする各種手当の支給、子ども医療費や不妊治療費等の助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
出生数	35人/年	35人/年

1-3 高齢者福祉

関連するSDGs※



目指す姿

すべての高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

現状と課題

- 本町では、関係機関の連携により、高齢者福祉に関わるサービスの充実に努めていますが、これを更に深めるため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化、医療・介護や高齢者が多世代とふれあえる住環境が近接した集約型まちづくりを目指していくことが必要です。
- 町内には、本町が運営する特別養護老人ホームのほか、民間の老人保健施設等の介護に関わる施設があり、入所のほか、通所による介護・リハビリテーション等が行われています。
- 本町では、地域包括支援センターを中心とし、関係機関との連携やサービスの調整を図りながら、介護予防や介護に関する各種サービスの提供、相談等を行っています。
- 多種多様化する高齢者の課題に対し、日常生活支援総合事業の充実・推進、認知症高齢者施策や生活支援体制整備、在宅医療と介護の連携の推進、高齢者虐待や権利擁護、介護負担の軽減等の地域支援のシステムづくりも大きな課題となっています。
- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するとともに、高齢者の自立と社会参加活動の促進を進め、高齢者が活躍する場や居場所づくりのあり方も見直す必要があります。

施策と取組内容

① 高齢者福祉の総合的な推進

- すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者が食事の提供や見守り等を受けながら、安心して生活できる施設の整備について検討します。
- 地域包括支援センターを中心に地域課題を把握しながら、事業者、地域住民など、多様な主体が参画する地域主体の生活支援サービスの提供体制を構築します。
- 多職種が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供できる環境づくりに努めます。
- 認知症や虐待等により、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、適切な支援を行います。

② 介護予防の充実

- 高齢者の身体・生活状態を調査し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して積極的にアプローチし、状態の改善につなげます。
- フレイル^{*}になることを予防、または重度化防止するため、すべての高齢者を対象とした運動機能向上の場を提供するとともに、栄養改善、口腔ケア等の介護予防プログラムを実施します。
- 認知症の早期発見、早期対応ができる環境づくりに努めます。

③ 介護サービスの充実

- 多様な介護サービスのニーズに対応できるよう、必要な介護サービスの確保を図ります。
- 介護支援専門員やサービス事業者に対して、介護給付の適性化や質の高いサービスの提供に向けた指導や支援を実施し、安定的かつ円滑な制度運営を行います。
- 介護事業所の人材育成、人材確保に向けた取組の支援を行います。

④ 生きがい対策の推進

- 生涯現役社会を目指し、就労意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働くことのできる環境づくりに努めます。
- 高齢者が自分の能力や趣味を活かし、健康を維持しながら生きがいを持って生活できる環境づくりや、地域の中での居場所づくりを支援するとともに、地域の担い手として活躍する機会を拡大します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
要介護・要支援者数	416 人	346 人
介護予防教室等参加者数	2,304 人／年	3,000 人／年

1-4 障がい福祉

関連する SDGs ※



目指す姿

地域の中で障がいのある人に対する理解が深まり、障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活できる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

- 障がいのある人に関する福祉問題は複雑多様化してきており、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、福祉サービスをはじめとし、保健・医療・教育・雇用・生活環境など、生活全般にわたる様々なサービスの充実が求められています。

施策と取組内容

- ① **障がい福祉の総合的な推進**
 - 障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすことのできるよう、障がい特性に応じたサービスの提供や相談支援を行うとともに、グループホーム等の整備について検討します。
 - 障がいのある人の生活上の負担軽減を図るため、医療費等を助成します。
 - 関係機関による連携、支援体制を整備し、地域における居住支援のための機能の充実を図ります。また、障がいのある人の日中活動の場の充実を図ります。
 - 事業所の人材育成、人材確保に向けた取組の支援を行います。
- ② **社会参加と理解の促進**
 - 障がいのある人が気軽に外出や社会参加できるよう、外出支援の充実を図ります。
 - 障がいのある人が地域において、スポーツ・文化活動に親しむことのできる環境を整備し、社会参加を促進します。
 - 障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るために、障がいのある人とない人との相互理解と交流を促進します。

③ 雇用・就労の促進

- 就労のために必要な知識や情報を提供し、障がいのある人の就労支援を行います。
- 障がいのある人が安心して働き続けられるよう、適性に応じた働く場の確保のために、就労と生活を支える関係機関の活用・連携を強化します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
福祉的就労 ^{◆1} 支援利用件数	231 件/年	351 件/年

◆1 福祉的就労

障がいのある人が症状や体調に合わせてサポートを受けながら、障がい者就労施設で働くこと。



1-5 保健・医療

関連するSDGs※



目指す姿

住民一人一人が自ら健康づくりや疾病予防に取り組み、生涯にわたり健やかな生活を送ることのできるまちを目指します。

現状と課題

- 親と子の健康づくりについては、妊娠期から乳幼児期までの各種健康診査をはじめ、母子の健康を守り、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、各種事業を行っています。
- 本町の小・中学生は、全国・全道より肥満者の割合が高く、こどもミニドック（小学4年生～高校3年生）の結果では、脂質異常・肝機能異常・高尿酸が見られ、肥満のあるなしに関わらず異常所見が見られます。乳幼児期から保護者も含め、適切な生活習慣を身につけることが大切です。
- 乳幼児から高齢者まで、すべてのライフステージの歯科健康診査・歯科指導を実施しています。むし歯や歯周病予防だけでなく、歯の喪失防止や口腔機能を維持することが全身の健康状態にも影響するので今後も継続する必要があります。
- 特定健康診査・特定保健指導の受診や高血圧・糖尿病等の生活習慣病の発症予防・重症化予防が重要であり、特に若年のうちから自分の健康状態を知る機会が必要になっています。
- 精神障がいのある人やこころの悩みを抱えている人が気軽に相談を受けられる体制を整えておく必要があります。こころの健康づくりに関する知識や相談窓口の普及・啓発など、自殺予防対策を実施しています。
- 本町には、町立病院をはじめ、診療所2か所の医療機関があります。町立病院の標榜診療科目は、内科・外科・小児科・整形外科・眼科・泌尿器科・皮膚科・耳鼻咽喉科の8部門で、一般病床50床と一般外来及び救急外来等に対応するため、医師をはじめとする医療従事者の確保や医療機器等の整備の充実が必要です。
- 健康づくり事業、健康診査、予防接種、事業所健康診査、保育園・学校保健事業等を実施しているほか、訪問診療、訪問看護も行っています。今後も、関係機関との連携を深めながら、地域医療体制の充実に努めていくことが求められています。
- 十勝圏では、帯広市を中心に2次・3次医療体制が整備され、1次・2次医療を担う町村、医療機関との機能分担が進んでいます。町立病院では、本町及び近隣町村の1次・2次医療を担っており、2次・3次医療機関への橋渡し役として、連携を迅速に行う体制の充実が必要です。

施策と取組内容

① 健康づくりの推進

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、各種健康診査・事業を実施します。
- 乳幼児期のむし歯予防から高齢者の口腔機能低下予防まで、生涯を通じた切れ目のない歯科保健事業を実施します。
- 特定健康診査や特定保健指導、後期高齢者健康診査の受診勧奨や重症化予防対象者への保健指導を継続・強化し、生活習慣病等の発症予防や重症化予防を図ります。
- 40歳未満の検診の受診勧奨を継続し、生活習慣病の発症予防を図ります。
- がん検診やその他の検診の受診勧奨により、受診者数を増やし、疾病の早期発見、早期治療につなげます。
- 町内の事業所と連携し、健康づくりを支援します。
- こころの健康づくりに関する知識や相談窓口の普及・啓発等の取組を継続します。
- 事業者や関係機関と連携し、自殺対策を推進します。

② 感染症対策の推進

- 予防接種の正しい知識の普及・啓発を図り、接種率の維持・向上に努めます。
- 感染症への危機管理対策を講じます。

③ 地域医療体制の充実

- 町立病院において良質な医療を提供できるよう、医療従事者の確保、施設の整備や医療機器の充実を図ります。
- 圏域や近隣自治体、医療機関と調整し、地域医療体制の充実を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
特定健康診査受診率	56.9%	60.0%

1-6 社会保障

関連するSDGs※



目指す姿

生涯にわたって安心した生活を送ることができるよう、医療・介護等の社会保障制度の適切な運用に努めます。

現状と課題

- 低所得者福祉については、民生委員・児童委員やケースワーカー※、社会福祉協議会と連携を図りながら、低所得者世帯に対して生活保護の申請や生活福祉資金の貸付け等を行っています。
- 国民健康保険事業については、医療費の抑制や運営の効率化による経費節減等に努め、今後も、健全な国民健康保険事業の運営を進めていくことが必要です。
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合により医療制度を運営していますが、被保険者数の増加に伴い医療費が増加していることから、保険料の円滑な徴収等による健全な運営を図っています。
- 介護保険制度については、高齢化の進行に伴いサービスの利用は年々増加しており、給付費の増加が想定されるほか、ニーズの多様化も見込まれることから、保険料の負担抑制と介護従事者の確保が必要となっています。
- 国民年金については、広報紙を通じて、制度の周知に努めていますが、今後も、理解を促しながら、滞納の解消や加入促進に努めていくことが必要です。

施策と取組内容

① 低所得者福祉の充実

- 生活保護・生活困窮者世帯への訪問活動を充実させ、実態を的確に把握し、民生委員や関係機関との連携を密にして生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の適正な運用に努めます。
- 社会福祉協議会が実施している生活安定資金制度の充実に努めます。

② 国民健康保険事業の運営

- 国民健康保険の健全な保険財政の運営を図るため、負担の公平性の観点に基づいた適正な保険税の賦課や収納率の向上に努めます。
- 保健・福祉等との連携を深め、健康づくりや病気予防等の保健事業を充実し、医療費の適正化を図ります。

③ 介護保険事業の推進

- 介護保険事業を安定的に推進するため、負担の公平性の観点に基づいた適正な保険料の設定や収納率の向上に努めます。
- 介護人材の育成・確保に努めます。

④ 国民年金制度の啓発

- 長期末納による年金受給資格不足を解消するために、年金事務所の協力を得て、年金相談等を行って未納防止に努めます。
- 国民年金制度の理解と被保険者の協力を得るために、積極的な広報活動の推進に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
国民健康保険税収納率 ^{◆1}	98.3%	100.0%

- ◆1 国民健康保険税収納率
現年度分の国民健康保険税収納率。



1-7 防災

関連する SDGs ※



目指す姿

様々な災害や危険から住民の命と暮らしを守る防災体制の確立と防災対策の強化を図ります。

現状と課題

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線設備を整備し、全戸に戸別受信機を配布するとともに、携帯電話事業者のエリアメール等を活用し、住民をはじめ避難対象となる人への迅速な災害情報の伝達に努めています。
- 避難所については、公共施設等を指定し、食糧や資機材など、備蓄品の配備を進めています。今後は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により発生が予測される巨大津波に対する避難施設や避難路の整備について、計画的に進めていく必要があります。
- 避難行動要支援者に対する避難支援の確立や自主防災組織の育成など、自助・共助・公助が連携した仕組みを構築して行く必要があります。
- 地震による被害を未然に防ぐため、引き続き公共施設や民間住宅など、建築物の耐震化を進める必要があります。
- 住民一人一人の日頃の防災意識と災害に対する備えが大切です。防災意識が高まるよう、避難訓練の実施や広報紙等を活用した防災意識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

施策と取組内容

- ① **大規模災害への備え**
 - 強靱化計画に基づき、道路や橋梁、河川、上下水道等の耐震化や雨水対策を推進します。
 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により発生が予測される巨大津波に対する避難施設や避難路の整備について、地域住民と合意形成を図りながら取り組みます。
- ② **地域の防災力の強化**
 - 地域で活躍できる防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織やボランティア団体等の育成を進めます。
 - 地域の防災活動に必要な防災施設、防災資機材の整備を支援し、消防団や自主防災組織の強化を図るとともに、高齢者や障がいのある人など、要配慮者の支援体制を整備します。

■男女のニーズの違いを把握するため、防災分野への女性参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図ります。

③ 防災体制の充実

■要支援者への対応等を含めて、避難所の備蓄品や設備の充実等に取り組みます。

■避難行動要支援者に対する避難支援の確立や自主防災組織の育成等に取り組みます。

■災害発生時に迅速な対応ができるよう、引き続き民間企業をはじめ他の自治体等と防災協定を締結して、応援協力体制の強化を図ります。

■強靱化計画、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、道路や橋梁、河川、上下水道等の長寿命化対策や更新を推進します。

④ 防災意識の高揚

■自主防災組織や本町が行う防災訓練等を通じて、いざという時に行動できる知識や技術の普及啓発に努めます。

■認定子ども園や小・中学校で、防災講話を実施し、子どもたちの防災意識の高揚に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
災害協定数 ^{◆1}	19 件	30 件
自主防災組織数及び組織率 ^{◆2}	組織数 2 団体 組織率 2.9%	組織数 21 団体 組織率 87.1%

◆1 災害協定数

平成 19 (2007) 年度以降の累計。

◆2 自主防災組織率

町内の総世帯数のうち、自主防災組織がその活動範囲としている世帯数の割合。

1-8 防犯・交通安全・消費者保護

関連する SDGs ※



目指す姿

犯罪やトラブルに巻き込まれない意識や知識の普及、交通安全に対する意識の向上や環境づくりを推進します。

現状と課題

- 道路・交通環境等の変化に応じた交通安全施設の整備を進め、地域住民に対しては継続的な啓発活動の推進を図ることが必要です。
- 住民の安全な生活を確保するために、関係機関・団体と協力しながら、安全意識の高揚及び自主的な防犯活動を推進していく必要があります。
- 商品やサービス提供が多様化・複雑化しているのに加え、契約やネット通販による消費者トラブルが増加していることから、関係機関・団体との連携を深めながら、多様化、複雑化する消費者問題に対応できるよう、消費者協会と共に知識の普及や情報提供に努めていくことが必要です。

施策と取組内容

① 防犯対策の推進

- 地域、警察等と連携し、犯罪抑止に効果的な場所へ防犯灯や街頭防犯カメラ等を設置するほか、地域安全パトロールを行うなど、犯罪抑止のための環境を整備します。
- 特殊詐欺など、巧妙化、多様化する犯罪に適宜対応できるよう、警察等と連携して、被害を未然に防ぐための対策を講ずるとともに、住民一人一人の防犯意識の向上に努めます。

② 交通安全対策の推進

- 地域、学校、事業所、警察等と連携して子どもや高齢者を対象とした安全教育、広報、啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。また、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を認識する機会を設けます。
- 危険箇所の把握に努めるとともに、警察、道路管理者等と連携し、交通安全施設を整備するなど、道路交通環境の安全性向上を図ります。

③ 消費者教育の充実

- 消費生活情報を提供し、消費者意識の啓発に努めるとともに、各種講座の開催及び個別相談を実施し、自立した消費者の育成に努めるとともに、相談体制の拡充に努めます。

人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる
誰にでも居場所のあるまち大樹

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
交通安全教室開催数	3回/年	6回/年
消費生活相談出前講座開催数	3回/年	6回/年



序
論

基本
構想

基本
計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料
編

1-9 消防・救急

関連する SDGs ※



目指す姿 消防・救急体制の強化を推進し、地域防災力の向上を図ります。

現状と課題

- 地震や台風等による大規模な自然災害や林野火災、特殊な同時多発災害等に対処するため、消防水利等の補修や維持管理、地震に強い耐震性防火水槽の整備、複雑多様化する災害や事故に対応できる消防車両や資機材・安全装備品の計画的な更新が必要です。
- とちか広域消防事務組合の設立後、高機能指令センターや消防救急無線デジタルに係る定期的な更新を進めていくことが必要です。
- 消防団の組織体制は3分団、定数110人で構成されていますが、高齢化等により定数の確保が難しい分団もあります。各種知識を習得する研修や訓練の充実とともに、魅力ある消防団づくりを進めていくことが必要です。
- 火災予防については、消防団員や女性消防団員による防火訪問及び住民や事業所を対象とした各種訓練、広報紙、防災行政無線、インターネットを活用した啓発活動を行っています。
- 救命率の更なる向上を図るため、気管挿管や薬剤投与等の高度な救命処置ができる認定救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の知識、技術等を維持・向上させることを目的に訓練や研修等を計画的に実施することが必要です。
- 救急隊員が到着するまでの間の心肺蘇生法とAED※を活用した応急手当が実施できるよう、住民に対する応急手当の普及・啓発に努めるとともに、救急車の適正利用についても住民に深く理解してもらえるよう、取り組む必要があります。
- 住宅用火災警報器の設置の定着を図ることはもとより、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器に対する本体交換の推奨など、適切な維持管理の働きかけを図る必要があります。

施策と取組内容

① 消防施設の整備

- 耐震性防火水槽の整備をはじめ、老朽化した防火水槽、指定水利の補修や維持管理に努めます。

② 消防装備の強化

■消防車両の更新をはじめ、消防施設・設備、安全装備品を更新し、消防体制の充実強化に努めます。

③ 常備消防の強化

■消防組織の広域化の推進と消防機能の向上を図ります。

■救急救命士の配置については、消防局の目安により運用救命士の人数が定められていることから、認定救命士の養成を重点的に行い、専門的知識を有する人材を広域的な連携により確保します。

④ 非常備消防の強化

■消防団員の確保と教育訓練の強化を図ります。

⑤ 火災予防の推進

■防火対象物・危険物施設の査察による指導強化に努めます。また、一般家庭への防火訪問を積極的に実施するように努めます。

■事業所、地域における各種訓練の実施をはじめ、広報紙、防災行政無線、インターネットを活用しての予防広報の充実に努めます。

⑥ 救急・救助に関する技術や知識の普及

■各種救命講習の普及と再講習を推進します。

■迅速、的確な活動を行うために救急・救助訓練を計画的に行い、隊員の技術、知識の向上に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
各種救命講習 ^{◆1} 受講者数	374人/年	550人/年
消防団員数 ^{◆2}	103人	105人
住宅用火災警報器設置率	79.0%	91.0%

◆1 各種救命講習

普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、上級救命講習、救命入門コース、実技救命講習、一般救急講習。

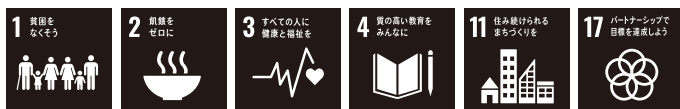
◆2 消防団員数

消防団員定数 110人。

第2章 誰もが学び続けられるまち

2-1 学校教育

関連するSDGs※



目指す姿

家庭・地域と連携し、一人一人の子どもが未来における様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開く「生きる力」を育むことのできる教育の確立を目指します。

現状と課題

- 本町では、全国学力・学習状況調査の結果から、全国の平均正答率を上回る教科はあるものの、その状況が継続するまでには至っていません。家庭・地域と課題を共有し、一体となって確かな学力が身に付くよう、児童生徒を育成することが求められます。
- 全国学力・学習状況調査において、全国に比べ小・中学校ともに自尊感情が高い傾向があります。この良さを生かして家庭・地域と一体となった道徳教育を進め、様々な人との関わり合いを通じて、人を思いやる心や命を大切に作る心、自他を尊重する態度を育成することが求められます。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本町の児童生徒の体力合計点は全国平均を上回る傾向が続いていますが、肥満傾向の児童生徒の出現割合は全国状況と比べて高くなっています。教科体育の授業やそれ以外で運動に親しむことができる環境を整備するなど、生涯にわたって豊かな生活を送るための体力や運動習慣を定着することが求められます。
- 本町において、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加しています。これまでも特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導体制を段階的に充実させていますが、今後、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるとともに、切れ目のない支援を受けられる体制や連続性のある学びの場の一層の充実が求められます。
- 令和3（2021）年度に、国の「GIGAスクール構想※」により、小・中学校においては、一人一台端末の環境下での学びのスタイルがスタートしました。今後、有効かつ効果的に活用が図られるよう、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが求められます。
- 学校施設では、小・中学校の状況に応じて適切な管理を行うとともに、安全かつ快適な教育環境の充実を図ることが求められます。

- 学校給食については、児童生徒の体位向上と健康教育の観点に立った、安全安心でおいしい給食づくりに努めています。今後も、可能な限り地元食材を活かした給食づくりを進めることが必要です。
- 経済的な理由によって就学が困難となることのないよう、就学援助費の支給や奨学金の貸付けなど、制度の継続と積極的な周知に努めていく必要があります。
- 町内には、道立の大樹高等学校があります。北海道では、入学者の推移により配置計画の見直しを行っていますが、本町にとって欠かせない大樹高等学校の存続に向けて、入学者を増やすための方策や支援を継続して行っていくことが必要です。

施策と取組内容

① 確かな学力の育成

- ICT*環境を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に努めます。
- 地域を生かし、地域と一体となって実践する「大樹学」を通じて、地域社会や世界で活躍する子どもの育成に努めます。
- 社会の変化に対応した専門性と指導力をもつ教職員の育成に努めます。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。

② 豊かな心の育成

- 授業改善を図り、「考え、議論する」道徳科授業の実践に努めます。
- 家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の推進に努めます。
- 自主的・実践的な態度を育てる特別活動の充実に努めます。
- いじめや不登校に対する教育相談体制の充実に努めます。

③ 健やかな体の育成

- 運動する楽しさを体験できる環境を充実させ、生涯にわたって運動に親しむ児童生徒の育成に努めます。
- 食育、給食を通じて、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の健康づくりに努めます。
- 安全確保や災害対応体制を整備するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全教育の充実に努め、自らの命を守る児童生徒の育成に努めます。

④ 教育環境の充実

- 安全性や快適性の向上を図るため、校舎等の教育環境の整備に努めます。
- 学校における ICT*環境の整備、学習活動の充実、学校の働き方改革の推進に努めます。

⑤ 就学支援の充実

- 就学援助制度、奨学金貸付制度を継続します。

⑥ 大樹高等学校への支援

- 大樹高等学校の存続、活性化を支援するとともに、地域が一体となって、普通科地域探究科の魅力化に努めます。
- 道内外からの入学者を受け入れるための寮や下宿等の体制整備を検討します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
ICT*活用指導教員割合◆ ¹	91.1%	100.0%
「考え、議論する」道徳授業に取り組む児童生徒割合◆ ²	89.0%	95.0%
週の総運動時間が60分以上の児童生徒割合◆ ³	小学校 89.3% 中学校 83.7%	小学校 94.0% 中学校 87.0%

- ◆1 ICT*活用指導教員割合
授業にICT*を活用して指導することができる教員の割合。
- ◆2 「考え、議論する」道徳授業に取り組む児童生徒割合
道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合。
- ◆3 週の総運動時間が60分以上の児童生徒割合
教科体育の授業以外で週に総運動時間が60分以上と回答した小学5年生、中学2年生の割合。



2-2 社会教育

関連するSDGs※



目指す姿

住民一人一人の年代や生活スタイルに応じて、個人の生き方や考え方に広がり
と豊かさをもたらすため、地域と一体となって社会教育の推進を図ります。

現状と課題

- 本町には様々な社会教育施設があり、多くの住民に利用されています。しかし、老朽化が進んでいる施設が多く、今後は、計画的な設備更新や修繕とともに、Wi-Fi*環境の安定化、高速化など、時代に即した学習活動の場として充実していくことが求められています。
- 生涯学習センターは、幼児から高齢者まで、すべての住民が生涯にわたって学ぶ拠点として、住民の学習要求に応える施設です。今後は、施設及び設備の老朽化に備え、計画的な修繕・改修を行うことが必要です。
- 図書館については、生涯学習の重要な役割を担う施設であることから、住民ニーズに応える図書館運営を目指して、今後の方向性について早急に議論を進めることが必要です。
- 各世代で求められている多種多様な学習ニーズに応えるため、これまで進めてきた事業の見直しを図るとともに、社会参加の機会の拡充や学習意欲の向上を図ることが求められています。
- 学習活動の支援については、専門的指導者の確保や資質の向上に努めるなど、指導体制を充実することが必要です。
- 子どもの健やかな成長・発達のためには、学校・家庭・地域の教育力が必要であることから、様々な機会を活用し、学校・家庭・地域の結び付きを深め、地域全体で子どもたちを守り育てる機運を醸成することが必要です。

施策と取組内容

① 社会教育施設の充実

- 生涯学習センターの適切な維持管理と計画的な修繕・改修を行うとともに、更なる利用促進に努めます。
- 図書館のあり方について検討するほか、利用者の利便性向上に努めます。

② 学習機会の充実

- 多様化する趣向と学習ニーズを的確に捉えた講座等を企画し、学習者の興味や必要に応じた学習の機会を提供します。

■企業や団体、行政、学校等が一体となって連携する仕組みを構築し、新たな学習機会の提供に努めます。

■図書館、学校等が連携して子どもや若者の読書活動を推進するとともに、誰もが読書を身近に感じられる仕組みづくりを進めます。

③ 学習活動の支援

■団体等による住民の自主的な活動を支援し、学習成果を活用できる場の充実に努めます。

■講座・事業の企画運営については、事務局が企画提案するのではなく、関係団体等が構成員の学習ニーズを吸い上げ、学習者の興味関心に寄り添い、実施が目的とならない事業展開となるよう工夫します。

■広報紙やホームページ等を活用し、講座や学習施設の情報を効果的に発信します。

■多くの学習施設で充実した活動環境を提供し、住民の学習活動を支援します。また、デジタル化に対応した設備を整えるなど、適切な管理改修により、常に安全で快適な施設を維持します。

④ 指導者、指導体制の充実

■住民が自ら学習した知識を活かして、講師となる機会の充実に努めます。

■ボランティア団体による講座の企画支援等を通じて、ネットワーク化を促進します。

⑤ 地域全体で育てる体制づくり

■学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。

■子どもたちの安全安心を確保する地域ぐるみの体制づくりを進めます。

⑥ 青少年の健全育成

■青少年育成の基本となる家庭の役割や家庭教育の重要性について啓発するとともに、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で青少年が健やかに自立できる環境づくりを推進します。

■青少年が学習機会や交流活動の場を通して、多様な経験を積むことで、協調性や社会性を育み、健やかに成長できるように支援します。

■様々な困難を抱える子ども・若者に寄り添い、一人一人の状況に応じた支援が行われる体制づくりを確立します。

■子ども・若者と高齢者等の世代間交流機会を拡充します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
生涯学習センター利用者数	31,155 人/年	40,000 人/年
図書館入館者数	10,234 人/年	12,000 人/年

2-3 スポーツ

関連するSDGs※



目指す姿

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会拡充に努め、技術の向上と健康増進を図ります。

現状と課題

- 本町には、中央運動公園をはじめ、B & G海洋センター、武道館、プール、運動公園グラウンド、高齢者健康増進センター等の社会体育施設があるほか、海洋スポーツ実習体験の場として生花苗沼に艇庫が整備されています。
- 各種スポーツ教室や講習会を開催しているほか、スポーツ大会を各協会主催で開催していますが、町内のスポーツ団体全般にわたり、リーダーや指導者の後継者が不足しており、指導体制の充実が必要となっています。
- 体育連盟加入者数の減少など、スポーツに親しむ人が少なくなっているのが課題となっています。
- 本町はミニバレー発祥の地であり、健康づくりと交流を目的に、定期的な練習と各種大会が行われています。今後は、幼児から高齢者まで各世代全体が楽しめるスポーツの場を提供し、住民全体の健康増進を促していくことが必要です。
- 住民のライフステージやライフサイクル、ニーズに応じて幅広い世代がスポーツ活動に参加できる環境をつくる必要があります。
- 児童生徒数が減少するなか、持続的な部活動環境を維持するため、本町の状況を踏まえた取組や体制づくりについて検討をする必要があります。また、子どもたちだけでなく幅広い世代がスポーツを続けられる環境の構築が必要です。

施策と取組内容

① スポーツ活動・プログラムの充実

- 住民の目的やニーズに応じたプログラムの提供を通して、住民がスポーツ活動に参加できる機会の拡大を図ります。
- 地域での定期的・継続的なスポーツ活動を推進することにより、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- スポーツ合宿の誘致を図ります。
- 地域の特性を活かすスポーツ・レクリエーションの普及（山・川・湖等）を図ります。

■町技であるミニバレーの普及振興に努めます。

② クラブ・団体の育成

■各種団体の自主的・自立的な活動の充実や組織力の強化を支援し、継続的なスポーツ活動の推進を図ります。

③ 施設の充実・運営

■身近なスポーツ施設を充実させ、活動拠点の充実を図ります。

■プールを核としたスポーツ教室の充実を図ります。

■既存施設の効率的な活用や利用料金の適正化に取り組むとともに、施設管理者との連携により、円滑な管理・運営に努めます。

④ 支える人材の育成

■指導者やリーダーを育成する研修の実施や活動機会を提供することにより、指導やマネジメントができる多様な人材の育成と確保に努めます。

■競技スポーツや学校体育など、様々な立場の指導者ネットワークを構築し、互いに連携することができる環境づくりに努めます。

■子どもたちの持続可能なスポーツ環境を整備するための検討と体制強化に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
社会体育施設 ^{◆1} 利用者数	32,794 人/年	42,000 人/年

◆1 社会体育施設

B&G 海洋センター（アリーナ・プール・艇庫）、武道館、高齢者健康増進センター、中央運動公園（中央町民球場・ソフトボール場・テニスコート・スケートリンク・センターハウス）、学校開放事業。

2-4 文化

関連するSDGs※



目指す姿

まちの伝統や文化財を保護し、確実に後世に伝えるとともに、住民一人一人が文化活動に触れることのできる環境づくりを目指します。

現状と課題

- 本町には、北海道指定の有形文化財「大樹式土器」、歴史的戦争遺跡「トーチカ」、史跡「十勝ホロカヤントー竪穴群」・「晩成社史跡」や北海道の記念保護樹木となっている「開進のカラマツ」等があります。
- 郷土資料については、平成22（2010）年にオープンした郷土資料館に展示しており、今後の維持管理及び有効活用を図っていくことが必要です。しかし、施設全体の老朽が著しく、今後の郷土資料館のあり方について、検討が必要です。
- 現存する史跡・遺跡を後世に残すため保護及び環境整備に努めていますが、専門家やボランティア等の参画を求めるなど、保存・活用に向けた方策の検討が必要です。
- 郷土芸能については、「大樹町日方川太鼓保存会」が様々な機会を通じて郷土芸能活動を行っており、継続した支援が必要です。また、伝統技術者の高齢化が進むなか、記録の保存や後継者の確保と育成が課題となっています。
- 文化活動については、文化協会を中心に活動の企画立案等が行われているほか、住民の自主的な運営により、様々な事業が行われています。子どもたちを対象とした事業や地域に根ざした活動も進められており、今後は更に参加者や地域活動、発表の場等の拡大を図っていくことが必要です。

施策と取組内容

① 文化財の調査・保存・活用

- 文化財、郷土資料の調査・保存・活用に努めます。
- 文化財保護意識の啓発に努めます。
- デジタル化など、保存・開架の仕方を工夫します。
- 郷土資料館のあり方について検討します。

② 郷土芸能・伝統技術の保存・活用

- 郷土芸能・伝統技術の継承と普及の支援に努め、ふれあい、親しむ場の提供を図ります。

③ 芸術・文化による魅力づくり

- 新しい情報ツールを活用した情報発信や利用者参加型イベントの開催等を通じて、幅広い年齢層が気軽に芸術・文化に触れるきっかけを提供し、芸術・文化への興味関心を高めます。
- 多様化する芸術・文化のニーズに対応し、住民のライフスタイルに合った芸術・文化活動の機会の提供に努めます。

④ 芸術・文化活動の推進

- 芸術・文化に関する情報提供の充実とともに、芸術・文化に関する鑑賞機会の提供と充実に努めます。
- 住民の自主的な活動を支援するとともに、発表の場の提供に努めます。
- 広報紙やホームページ等を活用し、情報を効果的に発信します。

⑤ 団体・指導者の育成

- 芸術・文化団体への支援や教育機関との連携を通じて、芸術・文化活動の振興に努めます。
- 団体の活動や担い手となる人材の育成を支援し、芸術・文化団体の育成、活動促進を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
芸術鑑賞及び文化事業数	24 回/年	30 回/年



第3章 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち

3-1 農業

関連するSDGs※



目指す姿

持続可能な農業生産基盤の構築と環境保全や資源循環に対応した生産活動の推進を目指します。

現状と課題

- 本町の農業は酪農が中心で、広大な草地に乳牛、肉牛が飼育されています。畑作では、馬鈴しょ、てん菜をはじめ、豆類、小麦等の主要作物のほか、産地指定を受けている生食大根を中心に野菜類が栽培されています。
- 本町の農業が地域を支える重要な産業として今後も発展していくには、地域の人・資源・資産・資本を循環する共生型農業システムを構築し、環境と調和した農業の確立と安全な農畜産物を供給できる農業・農村づくりが必要です。
- 生産資材の高騰等により、コスト低減のためにも国産粗飼料の生産・利用拡大が重要となっており、草地更新や適切な施肥による草地等の基盤整備を行い、良質な国産粗飼料を確保することが必要です。また、畑地においても、収量・品質の低下を抑制するため、よりよい土づくりに向けた、計画的な整備が必要です。
- 持続性の高い農業の推進のため、化学農薬・化学肥料の低減や農業用廃プラスチック排出量の削減など、環境負荷低減に向けた取組が必要です。
- 農業就業人口が減少していることから、引き続き後継者対策を推進するとともに、鳥獣被害対策の強化やICT※を農業経営や生産に活用することによる労働力の軽減が必要です。
- 家畜ふん尿処理については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、適正管理と利用が求められているなかで、経営規模に見合った管理施設の整備による適正管理を図るとともに、良質で腐熟度の高い堆肥化を促進していくことが必要です。
- 家畜排せつ物による臭気対策が課題となっていることから、圃場への適正施用や腐熟度の高い堆肥の散布、バイオガスプラント※による臭気の少ない消化液の活用など、環境負荷の少ない循環型酪農を推進する必要があります。

施策と取組内容

① 農地の整備促進

■基盤整備事業の推進、草地、畑地の改良促進とともに、農地の集積・集約化の促進により農地の生産性向上や優良農地の保全に取り組みます。

② 排水施設の整備

■排水路、排水施設の整備、既存排水路の維持管理の推進など、農業用施設の整備・保全を図ります。

③ 農地の保全、地力向上の推進

■緑肥導入による輪作体系の確立とともに、土壌分析による適正な施肥体系の確立に努めます。

④ 農道の整備促進

■農道の整備促進を図ります。

⑤ 経営の改善促進

■農作業受委託の推進や生産近代化に向けた施設整備の支援を進めます。

■農業経営基盤強化の促進に関する基本構想による全体的な事業効果の評価を進めます。

■経営体質安定化のための利子補給事業を継続します。

■ICT^{*}を活用したスマート農業の導入を推進し、農作業の省力化や栽培技術の向上を図り、高品質で安全安心な農畜産物の安定生産を進めます。

■産業の競争力強化を図るため、衛星データの積極的な利活用等を進めます。

⑥ 指導体制の充実

■経営指導の強化とともに、農業技術アドバイザーの活用など、技術指導体制の充実に努めます。

⑦ 生産組織、農業団体の育成

■各種農業団体の育成と農業法人化、協業化の推進、農業生産法人の育成を図ります。

⑧ 担い手の育成

■就農に関する情報提供の充実と就農先の紹介や農地の斡旋、給付金の交付等の支援を図ることにより、就農意欲のある若者等の参入と定着を進めます。

⑨ 酪農・畜産の振興

■事業効果の分析と普及・啓発体制を整備します。

■家畜伝染病防疫・予防体制の強化を図ります。

■公共牧場の機能強化に努めます。

⑩ 新規作物の開発と産地形成

- 新規作物の研究とともに、生産拡大の推進を図ります。
- 食の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化等に努めます。

⑪ 環境保全型農業の推進

- 有機農業やカバークロップ（緑肥）の作付けなど、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を推進します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理及び排出量の低減を推進します。
- 家畜ふん尿処理対策を推進します。

⑫ 鳥獣被害対策

- 有害鳥獣の捕獲に ICT* を活用するなど、鳥獣被害対策の効率化を図り、農業・生活被害の低減を図ります。

⑬ バイオマスの利用促進

- バイオガスプラント*整備への支援を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
バイオガスプラント*設置数◆ ¹	4基	6基

- ◆1 バイオガスプラント*設置数
平成 24 (2012) 年度以降の累計。



3-2 林業

関連するSDGs※



目指す姿

計画的な森林整備を進め、森林の持つ多面的・公益的機能を発揮するとともに、資源循環の取組を推進します。

現状と課題

- 森林は、まちの面積の約7割を占めており、この森林の多面的機能を十分に発揮させるために、造林、間伐など、計画的な森林整備及び保全に努めています。
- 林業の採算性の低下による投資意欲の減退に加え、林業労働者の減少、高齢化が進むなか、林業経営の持続性を高めるため、高性能林業機械の導入など、効率的な施業コストの低減に努めています。今後、適切な森林整備に不可欠な林業従事者を安定的に確保していくためには、労働改善や労働安全衛生の向上を通じ、新規就労者を確保することが課題となっています。
- 木材加工製品については、間伐材を利用した製品の開発や新技術の導入による利用の促進、森林認証制度の活用など、今後も地域での木材需要拡大のため、建築資材としての利用はもとより、農業資材、更にはバイオマス燃料など、多様な分野において木材の新たな利用開発に取り組んでいくことが必要です。
- 近年、水源かん養機能や防災機能以外にも、レクリエーション機能や地球温暖化の緩和機能など、森林のもつ多面的な機能が注目されています。今後も、放置林の解消や適切な森林整備を進め、森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう、努めていくことが必要です。
- 山地災害の発生を未然に防止するため、植林・除間伐などの森林の整備や災害が発生した場所での復旧治山など、森林の有する公益的機能の維持を図っています。今後も、崩壊や浸食を受けやすく災害が発生しやすい山地の状況に対応するため、荒廃地の復旧や危険地の予防対策を図る必要があります。

施策と取組内容

① 計画的な森林整備の推進

- 森林整備計画・森林経営計画に基づく計画的な森林の育成に努めます。
- 林業事業体間の広域就労化・協業化の体制整備に努めます。
- 林業従事者の確保、育成に努めます。

② 経営の近代化促進

- 森林組合の体質強化を促進します。
- 長期施業委託による森林施業の集約化の推進と高性能林業機械の導入による低コスト林業の構築を図ります。
- 森林に関する高度な技術、知識の普及を図ります。
- 適切な森林管理や林業作業の効率化を図るため、衛星データの積極的な利活用等を進めます。

③ 木材加工、流通の促進

- 木材需要拡大のためのPR、高度な加工体制の整備等による付加価値の向上と間伐材の新たな利用開発の促進に努めます。

④ 森林の多面的機能の利用

- 森林の機能や役割に応じた多様な森づくりの促進と森林への理解を深める取組を推進します。
- 森林の豊かな生態系の保護、水源かん養保安林の指定、整備に努めます。
- 魚介類の生息、生育に好影響をもたらす森林の整備を推進します。
- 耕地防風林等の身近な森林の整備を図ります。
- 林地残材のチップ化など、未利用資源の有効活用を推進します。

⑤ 治山事業の推進

- 災害発生箇所における復旧治山に努めるとともに、下刈、除間伐等による森林保育を進めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
町有林植栽面積	9.47ha	11.36ha

3-3 水産業

関連するSDGs※



目指す姿

漁港や漁場の整備を着実に進めるとともに、漁業資源の適切な管理と養殖漁業を推進します。

現状と課題

- 本町の漁業は、沿岸漁業を中心に大樹漁港と旭浜漁港を拠点として、サケ、毛ガニ、シシャモ、ツブ、ホッキ貝等を水揚げしていますが、海洋環境の変動による影響を受け、漁業資源の減少が顕著となり、燃油の高騰のほか、主力魚種である秋サケの不漁もあって、漁業経営は大変厳しい状況にあります。
- 安定的な水産資源の確保を図るため、水産技術普及指導所など、関係機関と協力して、エゾバイツブ、ホッキ貝、マツカワの資源管理や増殖事業に取り組んでおり、今後も資源管理型漁業を積極的に進め、地域資源の維持・回復を図るため、適切な管理に努めていくとともに、魚種を厳選しながら増養殖事業を推進していく必要があります。
- 内水面漁業については、生花苗沼、ホロカヤントーにおいて、シジミ、ワカサギ等を漁獲していますが、採捕期間が短く、漁獲量は少ない状況です。
- 安定的・計画的な漁業収入の確保を目指し、養殖漁業の推進を図ることにより、地元水揚量と漁業従事者の増加を図り、本町の漁業の活性化を図る必要があります。

施策と取組内容

- ① **漁家経営の体質強化**
 - 漁業経営の体質強化を進めるとともに、漁業者・漁業後継者の育成に努めます。
 - 漁業者に対する利子補給事業の継続と推進を図ります。
- ② **生産基盤の整備**
 - 漁港、漁場、関連施設の整備、改修に努めるとともに、漁港周辺的环境美化を促進します。
 - 漁礁、産卵礁の設置促進を図ります。
 - 持続可能な漁業振興を図るため、衛星データの積極的な利活用等を進めます。
- ③ **増養殖漁業の推進**
 - 資源増養殖事業を推進します。
 - 沿岸漁業資源調査の推進に努めます。

- 放流、移植の推進と適切な資源管理を図ります。
- 内水面漁場環境の保全活動に努めます。
- 資源管理型漁業に対する漁業者の意識向上を図ります。

④ 流通の改善と加工の促進

- 水産加工における付加価値の向上・ブランド化のため、加工施設・設備・機器等の整備とともに、加工技術、衛生管理の向上に努めます。
- 新たな製品の開発など、地産地消を促進するとともに、産地直送等の流通・販売ルートの拡大に努めます。

⑤ 遊漁・観光・他産業との調和

- 体験や観光を取り入れた漁業の振興に努めます。
- 地域の特色を活かした自発的な活動を支援します。
- 航空宇宙と連携した回収船、監視船、打上げ遊覧船事業等の新規事業創出を推進します。

⑥ 秋サケの資源確保と増殖事業の推進

- 秋サケの資源拡大のための事業推進を図ります。

⑦ 漁業協同組合運営の安定化

- 関係機関との連携を図りながら、漁業協同組合の事業への支援・協力を努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
増養殖漁業取扱漁獲量 ^{◆1}	140 トン/年	182 トン/年

- ◆1 増養殖漁業取扱漁獲量
エゾバイツブ、ホッキ貝、シジミ等の増養殖魚種の取扱漁獲量。

3-4 商工業

関連するSDGs※



目指す姿

商工業者の経営の安定化を図るとともに、用地やインフラ整備を進め、企業誘致を推進し、地域活力の向上を目指します。

現状と課題

- 本町の商業は、人口減少に加えて消費者ニーズの多様化、交通体系の変化など、中小小売業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。
- 近年、廃業等による空き店舗が増加しており、経営基盤の強化や事業継承等の取組を促すとともに、起業家等支援事業による空き店舗の活用を推進していくことが必要です。
- 道の駅「コスモール大樹」は、商業施設機能に加えて、人・モノ・情報が集まる交流拠点として機能の一層の充実が期待されており、周辺施設との連携やソフト面の充実により、人が集まる仕掛けづくりを進めていくことが課題となっています。
- 企業誘致については、地域環境に調和した企業の誘致を目指し、用地の確保、優遇制度を設ける等の条件を整備し、誘致活動を行ってきました。地域の活力向上や雇用の場の創出といった、大きな好影響をもたらす重要な取組であることから、引き続き都市圏の企業に対する積極的なプロモーション活動の展開が求められています。
- 地場産品研究センターは、チーズづくり等をする愛好家が利用していますが、施設の老朽化が著しく、今後のあり方を検討する必要があります。

施策と取組内容

- ① **商業の育成**
 - 商工会の事業への支援や、融資制度の活用による経営基盤の強化を支援します。
 - 経営指導の充実とともに、商業後継者の育成、従業員教育の機会と場の拡大を図ります。
- ② **魅力ある商店街づくり**
 - 個性を活かした魅力ある店舗づくりにつなげるため、新商品開発、集客力強化、ICT※活用、キャッシュレス決済普及促進等の経営課題への取組を支援します。
 - 買物利便性を高めるとともに、地域コミュニティの担い手としての機能を高めるため、経営基盤・体制強化の支援を行います。
 - イベントや様々な活動を通して、商店街のにぎわいを創出する取組を支援します。
 - 商業地の空き地・空き店舗の活用促進を図ります。

③ 起業の支援

- 中小企業とスタートアップ企業をはじめ、分野を超えた企業との交流を促進し、企業自らが新規事業を創出するなど、持続的な経営を行えるように支援します。
- 起業家等支援事業の活用促進を図ります。
- 起業に向けた意識の醸成と情報提供を行うとともに、起業に必要な技術、知識の習得を促進します。
- 町内外の起業に意欲のある団体・個人に対し、その設立に対する相談、手続支援、創業の際の融資など、制度の拡充により、既存産業の振興及び新たな産業の創出を図ります。

④ 経営の近代化促進

- 融資制度活用による設備近代化と経営体質の強化を図ります。
- 労働力の確保に向けた取組の推進と後継者の育成を支援します。

⑤ 企業誘致の推進

- 地場産品を活用する企業、成長産業や研究機関の誘致を図ります。
- 用地の確保やインフラ整備を進めます。
- 都市圏の企業に対し、用地情報の提供に努めるとともに、優遇制度を活用した誘致の促進に努めます。

⑥ 地場産品の開発、研究、製品化に向けた支援

- 新技術や商品化に関する情報の収集、提供を進めます。
- 地場産業振興奨励事業による支援を行います。
- 地場産品研究センターのあり方を検討します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
起業家等支援事業活用件数 ^{◆1}	10 件	25 件
地場産業振興奨励事業活用件数 ^{◆2}	7 件	20 件

- ◆1 起業家等支援事業活用件数
令和 2 (2020) 年度以降の累計。
- ◆2 地場産業振興奨励事業活用件数
令和 2 (2020) 年度以降の累計。

3-5 観光

関連するSDGs※



目指す姿

地域資源を活かした体験型観光を推進するとともに、道の駅の機能強化による観光客の誘致拡大を目指します。

現状と課題

- 本町は、海・山・川・湖沼と大自然に恵まれており、原生花園や野鳥の飛来地があるため、自然とのふれあいを求めて、多くの人を訪れます。海を眺めながら楽しめる晩成温泉は、一年を通じて多くの利用者があり、カムイコタン公園キャンプ場も、シーズンになると多くの観光客でにぎわいます。
- 歴舟川清流まつり、柏林公園まつり等が行われていますが、地域資源を活かした体験型メニューの充実など、滞在型観光や体験イベントの取組により、観光客の誘致拡大を図ることが必要です。
- 特産品の販売や観光案内など、地域情報の提供・発信拠点である道の駅を活用しながら、まちの魅力を伝えていくことが必要です。

施策と取組内容

- ① **体験型観光の推進**
 - 観光客のニーズを把握し、地域資源を活用した体験型メニューの充実を図ります。
- ② **観光PRの強化**
 - SNS※や動画による観光PRに努めます。
 - 観光施設内の多言語表示設置等により、外国人観光客への多言語案内を推進します。
- ③ **観光資源の発掘と活用の推進**
 - 本町の自然・歴史・文化を活かした観光資源を磨き上げるとともに、特色あるイベントの実施支援により、観光客の誘致に努めます。
 - 周辺自治体や関係団体等と連携を図りながら、地域の魅力発掘や情報発信など広域的な観光振興を推進します。
 - 晩成温泉やカムイコタン公園キャンプ場の整備を図り、観光資源としての活用を促進します。
 - 航空宇宙ビジターセンターや打ち上げ見学場の整備について検討します。
 - 航空宇宙関連の教育旅行、企業視察の誘致に取り組みます。

④ 道の駅の機能充実

- 道の駅の魅力向上に向けて協議会を設置し、対策を検討します。
- 道の駅の機能充実を図って、更なる利活用の促進に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
観光入込客数	46,000 人/年	63,800 人/年



3-6 航空宇宙

関連するSDGs※



目指す姿

北海道スペースポート※（HOSPO）の整備により、企業誘致や新産業創出を促進し、人口増加や地域経済の活性化を目指します。

現状と課題

- 本町はロケットや宇宙船（スペースプレーン）等を打ち上げる宇宙港に適した地勢の優位性を活かし、昭和60（1985）年から「宇宙のまちづくり」の取組を進めてきました。平成7（1995）年に整備された多目的航空公園は、各種実験を行うことができる国内でも貴重な施設として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）をはじめとする研究開発機関や大学、民間企業に利用され、多くの関係者や見学者が滞在することにより、地域経済への波及効果も生まれています。
- 令和3（2021）年に、多目的航空公園を民間にひらかれた商業宇宙港として本格稼働させ、管理運営を担う民間会社を設立し、令和4（2022）年から、人工衛星を搭載したロケットを打ち上げられるLC-1射場整備と既存の1,000m滑走路を300m延伸する工事を進めています。
- 航空宇宙産業は各産業分野との相乗効果が高く、一次産業のスマート化、企業誘致、住環境整備、観光分野、教育分野といった主要政策と連携した取組として具体化していく必要があります。
- 宇宙のまちづくりを進めるためには、住民に対して、多くの媒体を活用した情報発信と講演会やイベント等を開催し、住民の理解を得ながら進める必要があります。

施策と取組内容

① 航空宇宙関連実験等の誘致促進

- 北海道スペースポート※の利用促進を図るため、地勢等の優位性を国や企業等にPRし、農林水産業従事者や地域の理解を得ながら、航空宇宙関連実験の誘致促進を図ります。
- 実験等に対する支援体制の充実に努めます。
- 施設の有効利用（エンターテインメント・レジャー）を図ります。

② 航空宇宙ビジネスや実験誘致のための宇宙港整備

- ロケット等打ち上げ事業者のニーズに対応した段階的な射場整備と利用者誘致を進めます。
- 海外企業誘致に必要な包括的な規制緩和としての「宇宙特区」の導入に取り組みます。
- ロケットや人工衛星の事業者が滞在できる宿泊施設の整備を促進します。
- 国への財政的支援や法規制等の要請活動を推進します。

- 道内研究機関や推進組織との連携を強化します。
- ロケット打ち上げに向けた関係機関・団体による連絡調整会議を設置します。

③ 企業誘致と雇用創出の促進

- 用地の確保やインフラ整備を進めます。
- 雇用の受け皿となる住環境の整備促進を図ります。

④ 観光客・視察者の誘致

- 航空宇宙ビジターセンターや打ち上げ見学場の整備について検討します。
- 航空宇宙関連の教育旅行、企業視察の誘致に取り組みます。

⑤ 脱炭素化の促進と農林水産業の発展

- 家畜ふん尿から発生するバイオガスのロケット燃料としての利活用を図ります。
- 一次産業の競争力強化を図るため、衛星データの積極的な利活用等を進めます。
- 漁業における航空宇宙と連携した回収船、監視船、打上げ遊覧船事業等の新規事業創出を推進します。

⑥ 航空宇宙人材の育成

- 大樹高等学校と連携して、航空宇宙に関わる人材の育成に努めます。
- 産官学連携拠点や大学サテライトオフィス^{*}の誘致を進めます。

⑦ 宇宙のまちづくりの意識づくり

- 講演会や学習会、イベントなど、啓発事業を開催するとともに、研究者等との交流機会の拡大を図ります。
- 様々な媒体を活用したPRを促進します。

⑧ 宇宙のまちづくりに向けた活動、ネットワーク化の促進

- 宇宙少年団や民間研究会の活動を支援します。
- 銀河連邦交流を推進します。
- 航空宇宙関連団体や有識者との連携を強化します。
- 視察の受入れや資料展示等の啓発活動の強化に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
ロケット打ち上げ回数 ^{◆1}	0回	50回
航空宇宙関連企業誘致数 ^{◆2}	7社	13社
教育旅行・企業視察受入人数	2,000人/年	20,000人/年
製造業による直接雇用人数 ^{◆3}	70人	370人

- ◆1 ロケット打ち上げ回数 令和4(2022)年度以降の累計。
- ◆2 航空宇宙関連企業誘致数 令和元(2019)年度以降の累計。
- ◆3 製造業による直接雇用人数 令和元(2019)年度以降の累計。

3-7 雇用・勤労者対策

関連するSDGs※



目指す姿

就労を望む誰もが安心して働き続けるため、働く場の確保と雇用環境の改善を図ります。

現状と課題

- 季節労働者対策については、帯広・南十勝通年雇用促進協議会による技能講習会・啓発セミナー・雇用相談のほか、冬期間の雇用創出事業等を実施していますが、今後更なる就労の場の拡大が求められています。
- 高齢者や障がいのある人の雇用機会の拡大や職場における育児や介護等を支援する労働環境の整備が課題となっており、本町においても取組を進めていくことが必要です。
- 町内事業所で働く单身者のための住宅を整備するなど、勤労者福祉の充実に努めていますが、今後も、働く場の確保や就労者の町内定住を促進していくことが必要です。
- 地域の雇用を支えるため、外国からの人材を受け入れ安定的な雇用確保を図ることが必要です。

施策と取組内容

① 雇用機会の拡大促進

- 季節雇用者の通年雇用を促進します。
- 高齢者や障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。
- 男女雇用機会均等法の普及・啓発を図るとともに、仕事と育児・介護の両立を可能にするための環境整備を促進します。

② 勤労者福祉の充実

- 働く場の確保と雇用環境の改善とともに、技能や資格をもった勤労者の育成に努めます。
- 雇用の受け皿となる住環境の整備促進を図り、勤労者の町内定住化の促進を図ります。
- 外国人労働者が暮らしやすく働きやすい環境整備を促進します。



第4章 美しい自然と共生する持続可能なまち

4-1 環境保全・脱炭素化

関連するSDGs※



目指す姿

豊かな自然や雄大な景観など、まちの貴重な財産を守りながら、住民や地域、事業者等と一体となってゼロカーボンシティ※の実現を目指します。

現状と課題

- 豊かな自然に恵まれた良好な環境は本町の大きな魅力であり、住民生活や産業活動等における開発や土地利用にあたっては、自然環境との調和や配慮に努めていく必要があります。
- 十勝釧路沿岸は、独特な海岸景観や特有の環境により、貴重な動植物の生息の地となっています。特に、当縁川海岸、晩成海岸の原生花園は、希少動植物の宝庫として、豊かな自然が残されており、自然環境の保全と防災に配慮した海岸環境を維持していくことが必要です。
- 河川から大量の流木が発生し、サケ定置網漁業やシシャモこぎ網漁業に大きな影響を与えるため、流木の発生原因となる河川内に残存している流木の回収・処理や、海岸区域に漂着している流木の計画的な処理を図る必要があります。
- 地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、自然豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくため、住民や地域、事業者が一体となってゼロカーボンシティ※の実現を目指しています。
- 本町では、戸建て住宅を対象とした太陽光発電設備、蓄電池の設置など、再生可能エネルギーの活用や、高効率機器設置、高断熱化等の省エネの推進を図るために、新築住宅の建設や既存住宅の改修への助成を行っています。
- 公共施設等に太陽光発電システムや木質バイオマスボイラー、地中熱ヒートポンプシステム※など、積極的に再生可能エネルギーを導入するなど、エネルギーの地産地消に取り組んでいます。また、民間事業者等においてもバイオガス発電施設の整備など、未利用・低利用資源の活用に向けた取組も進められており、住民や地域、事業者が一体となって脱炭素社会の実現に向けて地域に合った取組を進めていく必要があります。

施策と取組内容

① 環境保全の意識づくり

- 家庭や学校、事業所等における環境問題の解決に向けた取組を支援するほか、イベントや講座等による環境学習の機会を充実させ、住民や事業者の環境意識の向上を図ります。
- 環境に関する情報を積極的に発信するとともに、環境教育プログラムを実践し、住民や事業者の環境意識の向上を図ります。

② 自然環境の保護

- 北海道等の関係機関と連携して指導・監視を実施するなど、公害に対する迅速な解決を図ります。
- 生態系に影響を及ぼす外来生物に関する情報を積極的に発信し、住民や事業者と協働して防除対策を推進します。

③ 自然保護活動の推進

- 住民の環境教育プログラムの実践、事業者との環境保全協定締結による生活環境の保全、事業者の最新技術を取り込んだ脱炭素の取組など、各主体が連携し、施策を推進します。
- 自然とふれあい、学ぶ場や機会の充実に努めます。

④ 海岸の保全

- 海岸保全事業による海岸保全施設の整備促進を図ります。
- 原生花園の保護や海岸清掃ボランティアの育成に努めます。
- 流木やごみ等の海岸漂着物の抑制・処理に努め、海岸環境の保全を図ります。

⑤ 脱炭素社会の構築

- 脱炭素社会の実現に向け、積極的に情報発信を行い、住民や事業者等の意識の醸成と共有を図ります。
- 省エネ・創エネ・蓄エネ設備や次世代自動車の導入など、家庭や事業所等の脱炭素化の取組に関する支援を推進します。
- エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利活用を推進します。
- 森林資源や家畜ふん尿など、未利用・低利用バイオマス資源の活用に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
太陽光発電システム導入補助件数 ^{◆1}	2件	17件
街灯のLED化率	48.0%	100.0%

◆1 太陽光発電システム導入補助件数
令和4(2022)年度以降の累計。

4-2 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化

関連するSDGs※



目指す姿

ごみの減量化と地球環境への負荷軽減が図られた持続可能な循環型社会の形成を目指します。

現状と課題

- ごみの処理は、南十勝複合事務組合で行っており、収集運搬業務については、まちが民間委託により実施しています。
- ごみ処理基準は、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法、ダイオキシン類対策特別措置法等により細分強化され、収集体制の充実が求められています。
- ごみ処理施設費の軽減、エネルギーの有効活用に向けて、可燃ごみについては、令和10(2028)年度から帯広市の新中間処理施設で広域処理される見込みです。
- リサイクルに関しては、各種リサイクル法に基づき、資源の再生利用及び埋立処分場の長期利用を目的に、ごみ分別の徹底とリサイクル施設の充実による減量化に努める必要があります。
- 産業廃棄物については、すべてにおいて排出者に適正処理責任があり、不適正処理があった場合、環境悪化につながるため、監視や指導の強化を進める必要があります。
- 不法投棄については、海岸線や河川周辺、更には山林内でも散見されることから、取締りの強化とともに、住民への意識啓発を進めることが必要です。
- し尿等の処理は、平成30(2018)年4月から十勝圏複合事務組合の十勝川流域下水道浄化センターで行っており、収集運搬業務は、まちの許可業者が実施しています。市街地については、公共下水道の普及により、年々収集量が減少してきています。
- 本町では、毎年春と秋に「マチをきれいにする日」を定め、行政区ごとに道路、公園等の清掃や花壇整備が行われています。
- 市街地では、空き地の雑草等の除去周知と除去困難者からの申請に基づく除去を行っています。

施策と取組内容

① 循環型社会の形成促進（ごみの減量化とリサイクルの推進）

- 資源物の分別排出を推進し、家庭から排出される可燃ごみ、埋立ごみの減量を図ります。
- 食品ロスの削減に向け、住民や事業者への普及・啓発を推進します。

- 事業所に対する産業廃棄物の排出指導を強化し、事業系ごみの減量とともに、資源化を促進します。
- ごみ・し尿の適正な収集・処理や、プラスチック等の資源循環の推進に努めます。
- ごみ処理施設の維持管理とともに、埋立処分場の延命化を図ります。
- リサイクルセンターの充実、ごみステーションの地域維持管理を図ります。
- 環境保全に関する住民の自主的な活動の促進に努めるとともに、海洋プラスチック問題等の解決に向け、3R^{*}（リデュース・リユース・リサイクル）をはじめとするごみの削減の取組など、住民や事業者への啓発を推進します。
- 多自然型工法やリサイクル材の利用など、環境負荷や自然保護に配慮した事業を推進します。

② 不法投棄対策の推進

- 不法投棄や野外焼却に対する監視・指導、不法投棄に対する意識啓発と住民監視に努めます。

③ し尿収集・処理の充実

- 十勝圏複合事務組合の十勝川流域下水道浄化センター及び収集許可業者との協力体制の強化を図ります。
- 汚泥や処理水の利用促進に努めます。

④ 清掃・美化活動の推進

- 一斉清掃日の設定・周知を図るとともに、清掃活動を支援します。
- 空き地の雑草等の除去周知を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
一般廃棄物量	1,987 トン／年	1,743 トン／年

4-3 上下水道

関連するSDGs※



目指す姿

快適な居住環境を確保するため、良質な水の安定的な供給と生活排水の適切な処理を推進します。

現状と課題

- 本町では、平成2（1990）年に簡易水道と営農用水とを統合し、上水道事業として町内のほぼ全域と幕別町忠類の一部に供給しています。現在は、坂下浄水場及び住吉浄水場により、安定した上水を供給していますが、今後も安全安心な上水の供給を安定して確保する必要があります。
- 施設の老朽化や原水の濁度対策も必要であることから、施設の更新には、他の水道事業者からの受水によるリスク分散も含めた検討を進める必要があります。
- 水道施設の点検診断により、改築更新が必要な施設については、機能保全計画に基づき、有利な補助事業を見極めながら順次更新を行っていく必要があります。
- 給水管や配水管路等の漏水対策については、順次地区ごとに漏水調査を実施しており、有収率も高い水準で現状を維持していますが、今後も継続的に行い、有収率を上げていくことが必要となります。
- 運営面については、事務の効率化を図りながら、財政状況を踏まえた経営戦略に基づく料金の改定を行い、健全運営を目指していくことが必要です。
- 下水終末処理場の処理施設老朽化に伴う更新を順次進めていくとともに、都市計画マスタープランの変更に応じて、下水道計画区域を検討し、土地利用を考慮した下水道の整備を行う必要があります。
- 集落地区等公共下水道事業区域外では、合併処理浄化槽の設置を平成14（2002）年から行っていますが、既設住宅の環境改善が概ね達成されたため、今後の個別排水処理施設整備事業のあり方を検討します。
- 下水終末処理場で発生する汚泥は、資源利用の推進に基づき、今後も更なる有効活用を図ります。
- 雨水による冠水被害解消として、浸水対策を必要に応じて進めていくことが必要です。

施策と取組内容

① 安定した水源の確保

- 既存水源の保全と水源周辺の森林の保全を図ります。
- 安全安心で安定的に上水供給を継続するため、施設更新には他の水道事業者からの受水によるリスク分散の検討を進めます。

② 水道施設の整備

- 施設や管路に対する点検や修繕等を実施するとともに、予防保全の考えによる計画的な更新・布設替えを進めます。
- 災害時における飲料水の確保や施設の運転継続・早期復旧を図ります。

③ 上下水道事業の健全運営

- 中長期的な投資・財政の見通しを踏まえ、経費の削減や収入の確保に努め、経営戦略に基づく採算性を踏まえた料金の設定など、経営基盤の強化を図ります。
- スマートメータ^{*}の導入による管理や事務の効率化を進めます。また、高齢者の安否確認等、更なる活用方法について検討します。
- 使用料の滞納対策の強化を図ります。

④ 公共下水道の整備

- 持続的な下水道機能を確保するため、適正な維持管理に努めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新を進めます。
- 下水道計画区域を検討し、土地利用を考慮した下水道の整備を行います。
- 下水道未整備区域においては、地域の実情に合った適切な汚水処理方法により効率的な整備を進めます。

⑤ 雨水処理対策の推進

- 雨水排水路の整備を必要に応じて進めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
水道有収率 ^{◆1}	86.9%	90.0%
下水道有収率 ^{◆2}	92.3%	94.5%

- ◆1 水道有収率
浄水場から送り出す給水量に対して、料金収入として計上される水量の割合。
- ◆2 下水道有収率
処理した汚水量に対して、料金収入として計上される水量の割合。

4-4 道路

関連する SDGs ※



目指す姿

日常生活での移動に必要な道路網の安全性や利便性を高め、誰もが安心・快適に利用できる道路整備を推進します。

現状と課題

- 高規格幹線道路帯広・広尾自動車道は全区間で事業化が決定し、整備が進められています。今後は、重要港湾である十勝港のある広尾町までの全線早期完成に向けて、関係機関とともに要請していく必要があります。また、大樹インターチェンジに接続する一般道道幸徳大樹停車場線の交通量は、増加が予測されることから、その周辺の町道ネットワークの強化を進める必要があります。
- 本町には、2本の国道があり、国道236号は帯広市を起点として日高振興局管内浦河町に、国道336号は浦河町を起点として釧路方面につながっています。国道336号については、橋梁が狭く、車両の円滑な通行の妨げとなっていることや交通事故等も懸念されることから、引き続き対策を要請していく必要があります。
- 主要道道は清水大樹線の1路線、一般道道は9路線で、全線舗装されていますが、交通量の多い路線や通学路等については、歩道や信号機・交通標識等の交通安全対策の強化・推進を求めていく必要があります。また、視界確保や景観保全のための路肩や歩道の定期的な草刈り、冬期間の防雪対策や路面凍結対策、除排雪の充実など、安全安心な交通が確保されるよう、要請していく必要があります。
- 町道は総延長543.7km、うち舗装延長212.4km、舗装率39.0%で、国道や道道、公共施設等に接続する幹線町道の整備はほぼ完成しています。今後は、市街地内の未整備路線内に住宅やマンション等の新築が増えてきているため、道路の改良舗装を計画的に進めるとともに、子どもや高齢者、障がいのある人等を事故から守る対策も必要となってきます。
- 道路・橋梁の多くは1970年代以降に建設されており、今後、50年以上経過するものが増加することから、これまでの事後保全的な対応から、定期点検やパトロールを一層徹底し、予防的な修繕や計画的な架け替えを着実に進めていくことが必要です。
- 町道の除雪については、早期除雪による路線の確保に努めていますが、今後は運転手の高齢化や人員不足が予想されます。限られた予算のなかで冬道の安全な交通の確保や日常生活に支障がでないよう、除雪体制の効率化が必要となります。今後も適時、除雪路線の見直しや住宅周辺歩道の除雪に対する住民の理解と協力を求めていく必要があります。

施策と取組内容

① 主要幹線道路の整備促進

■高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の整備促進を働きかけます。

② 国道・道道の整備促進

■橋梁の拡幅改良を要請します。

■歩道や信号機・交通標識等の交通安全対策の強化・推進と避難道路の整備を要請します。

■路肩や歩道の定期的な草刈り、冬期間の防雪対策や路面凍結対策、除排雪の充実を要請します。

③ 町道の整備

■既存道路の適切な維持管理や生活道路の整備、橋梁の長寿命化を行い、良好な地域環境の保全を図ります。

■歩道等の交通安全施設の整備に努め、歩行者に優しい道づくりを進めます。

■企業誘致等において、必要となるインフラ整備を進めます。

④ 除雪・排雪体制の効率化

■道路における除雪・排雪体制を維持するため、人員不足に対応した「除雪機械の1人乗り化」の推進を図ります。

■地域ごとの積雪状況を遠隔監視するなど、早期除雪が行える環境の整備を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
橋梁健全度 ^{◆1} Ⅲ以上の橋梁	5橋	0橋
町道舗装率	39.0%	40.0%

◆1 橋梁健全度

区分	状態
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防措置段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

4-5 公共交通

関連するSDGs※



目指す姿

将来にわたって住民の交通手段を確保するため、誰もが安心して移動できる利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。

現状と課題

- 圏域の中心都市である帯広市から広尾町までは、民間バス事業者が路線バスを運行しており、通学や高齢者等の通院に利用されています。国や北海道とともに沿線自治体がバス事業者を支援しながら路線バスを運行していますが、利用者減少や運転手不足等により安定的なサービスの維持・確保が難しくなってきていることから、将来的に持続可能な公共交通を確保するため沿線地域と交通事業者が連携して利便性の向上や最適な運行形態について検討していく必要があります。
- 市街地においては、高齢者等の通院や買物の足を確保するため、定時定路線型のコミュニティバスを運行するとともに、農村部へは、スクールバスへの混乗方式により、通院・買物等にも利用できるよう、ふれあいバスを運行しています。
- 高齢化に伴う免許返納者の増加等により、ますます交通弱者が増え、公共交通の重要性が一層高まることから、引き続き住民にとって利便性の高い交通体系の維持・確保を図る必要があります。
- 郊外部においては、デマンドバスなど、利用者の視点に立った公共交通の導入について、継続的に検討していく必要があります。

施策と取組内容

- ① **生活バス路線の確保**
 - 沿線地域及び交通事業者と連携し持続可能なバス路線の確保に努めます。
- ② **コミュニティバスの利便性向上**
 - コミュニティバスやふれあいバスの利便性向上に努めます。
 - 郊外部におけるデマンドバス等の導入を検討します。
- ③ **持続可能な公共交通の確保**
 - 町内外への移動の足の利便性向上に向け、道の駅を交通拠点として機能強化を図ります。
 - 自動運転技術の導入や MaaS[※]等の新たな交通サービスの導入を検討します。

人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
コミュニティバス利用者数 ^{◆1}	544 人/年	3,000 人/年

◆1 コミュニティバス利用者数

R4 (2022) 年度実績値は、R4 (2022) 年 12 月～ R5 (2023) 年 3 月の利用者数。



4-6 公園・緑地

関連するSDGs※



目指す姿

住民の多様なニーズや生活様式の変化を踏まえた幅広い世代の住民に利用される公園づくりを推進します。

現状と課題

- 公園や緑地は、住民のやすらぎや憩いの空間として、また、健康増進やスポーツ・レクリエーションの場、コミュニティや災害対応施設として重要な機能を持っています。
- 本町には、柏林公園をはじめ、カムイコタン公園や中央運動公園、歴舟川河川緑地等の大きな公園や身近な公園があります。遊具の老朽化や利用頻度が低い公園もみられるため、維持管理費の節減に努めながら、環境保全や適正配置も含め、適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 新たな公園や既存の公園の遊具、設備等の充実についての住民ニーズが高まっていることと、近年の自然災害の頻発による防災拠点としての公園の重要性も高まっていることから、防災公園等の多機能な公園の整備が求められています。
- 町内には、萌和山森林公園、晩成ふれあいの森、カムイコタン公園等に自然樹木が多く残されています。また、公園や街路の植樹や花壇の設置等を行っているほか、町花コスモスの種まきや町民植樹祭を開催し、多くの住民が参加しています。

施策と取組内容

① 公園の整備、維持管理

- にぎわいや交流機会の創出と誰もが安心して利用できる公園を目指し、公園の特性やユニバーサルデザイン※に配慮した整備を推進します。
- 地域の住民にとってより愛着が感じられる空間となるよう、住民と協働で維持管理に努めます。
- 老朽化遊具の計画的な更新に取り組みます。

② 緑化の推進

- 住民が散策等を楽しめるよう、歴舟川河川緑地の維持と活用を推進します。
- 自然林、防風林等を保全するとともに、自然の重要性を広く啓発し、保全活動への参加を促進します。

■公共施設周辺への花の植栽、維持管理に努めます。

③ 景観の充実

■道路、公園、河川、公共建築物等の都市基盤施設の整備にあたっては、周辺景観との調和に配慮した整備を推進します。

■景観意識の普及・啓発に努め、住民・事業者の景観づくりへの取組を支援します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
公園新規・再編整備件数	0 件	2 件



4-7 住環境

関連するSDGs※



目指す姿

公営住宅の計画的な更新や空き家等の有効活用など、必要な住宅政策を進めるとともに、移住定住を促進する宅地の分譲など、住みよい住環境づくりを目指します。

現状と課題

- 少子化による人口減少、市街地の空洞化を防ぐため、公共施設の良好な環境を維持・形成しながら、機能の見直し、集約を図り、コンパクトなまちづくりを目指していくことが必要です。
- 市街地の整備にあたっては、歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するためのバリアフリー化や都市防災体制の確立等が必要です。今後は、道の駅を拠点として、ソフト事業の充実等により、人が集まる仕掛けづくりを進めていく必要があります。
- 宅地については、過疎化や高齢化が進むなか、まちなか居住を推進する上で、都市計画や各種住宅施策と連動した移住・定住対策が必要となってきます。また、住宅では、移住・定住希望者が増加してきており、供給不足にならないよう、対策する必要があります。
- 戸建て住宅への居住の促進を図るため、空き家となった教員住宅や職員住宅等の売却を進め、公営住宅跡地等の未利用となっている町有地についても、有効活用が図れるよう、整備を進める必要があります。
- 近年の生活スタイルの多様化により、求められる公営住宅も変化しつつあり、これらのニーズを踏まえながら、社会情勢に対応した住環境の整備を行っていく必要があります。
- 令和3（2021）年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な建替え事業の推進及び公営住宅ストックの長寿命化改善の実施に努めていく必要があります。
- 公営住宅等の整備においては、政府の指針や省エネ基準への適合を踏まえ、ZEH※等の仕様での整備や、太陽光発電設備の設置について検討する必要があります。
- 今後も増加する空き家の対策について、総合的かつ継続的に実施することが求められています。除却・活用等への支援を進めることで、安全安心な地域社会の確保及び住環境の向上並びに地域活性化につなげる必要があります。

施策と取組内容

① 市街地の整備・改善

- 新たな居住環境やまちのにぎわいの創出を目指し、住民のまちづくり意識の醸成や合意形成の促進に向けた自主的な取組を支援します。
- 民間活力を活用しながら、活気、魅力、にぎわいのあふれるまちとして整備を進めます。
- 公民連携により、公共空間を活用し、まちなかの魅力の向上を図ります。

② 住環境の整備促進

- 移住定住を促進するため、未利用となっている町有地の有効活用を図るなど、宅地の分譲・整備を進めます。
- 住環境整備の啓発とともに、建築物の耐震性能の向上を図ります。
- 北方型住宅 ZERO^{*}等の脱炭素化住宅やIoT^{*}住宅等のスマート住宅への支援を進めます。
- 民間賃貸住宅の需要と供給を把握した上で、必要な施策を検討します。

③ 公営住宅の整備

- ユニバーサルデザイン^{*}を導入した公営住宅の建替えや改修等を進め、建物の安全性や入居者の居住性を高めるとともに、町産材を積極的に活用します。
- ZEH^{*}水準や太陽光発電設備の設置など、国や北海道の整備基準等を踏まえた仕様について検討します。
- 民間活力を活用した市街地の整備を図りながら、防災性に優れた良好な住環境の整備と多様な手法による公営住宅の確保を進めます。

④ 空き家対策

- 空き家等の発生抑制や適切な管理、老朽化した空き家の除却支援に取り組み、良好な生活環境の保全を図ります。
- 地域活性化につながる空き家活用への支援を進めます。
- 空き家対策を総合的かつ継続的に推進するために民間団体等との連携を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
新築住宅戸数 ^{◆1}	13戸	150戸

- ◆1 新築住宅戸数
R4 (2022) 年度以降の累計。

4-8 火葬場・墓地

関連するSDGs※



目指す姿 火葬場・墓地の適切な維持管理に努めます。

現状と課題

- 本町にある火葬場は、大樹町と幕別町忠類地区の利用を対象に、南十勝複合事務組合により管理・運営が行われていますが、老朽化に伴う改築も想定しながら、今後も利用状況に応じた改修、整備を行っていくことが必要です。
- 本町では、町内に11か所ある墓地のうち4か所を管理しています。墓地の環境整備として、雑草除去や樹木の剪定等を行っていますが、周辺環境の整備も含め、引き続き適切な管理に努めていくことが必要です。また、少子高齢化の社会事情を踏まえ、合同納骨塚について検討を行っていくことが必要です。

施策と取組内容

- ① **火葬場の維持・整備**
 - 維持管理に努めるとともに、施設の改築に向けた検討を進めます。
- ② **墓地の維持・整備**
 - 周辺環境の整備とともに、設置設備の維持管理に努めます。
 - 少子高齢化の社会事情を踏まえ、合同納骨塚について検討します。



第5章 地域共創やデジタル化が進むまち

5-1 コミュニティ・協働

関連するSDGs※



目指す姿

住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす、地域が一体となった協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本町では、昭和 27（1952）年度に行政区設置条例を制定して以来、行政区がコミュニティ単位となっています。近年、過疎化や離農者の増加、市街地への人口集中等で行政区内の戸数は大きく変化しており、行政区間の不均衡の是正やコミュニティ機能の維持のため、再編・合併が課題となっています。
- 外国人実習生の転入が増えており、言葉の壁はあるものの共生を図るためにコミュニティ活動への参加を促すことが必要です。
- 各行政区では、環境美化や福祉など、様々な活動が行われています。今後も、自治意識が高まるように促しながら、自主的な活動を支援していくことが必要です。
- 各行政区の活動拠点である施設が現在 29 か所ありますが、老朽化が進んでいる施設も多く、他の公共施設の有効活用も踏まえながら、活発なコミュニティ活動を支える場の確保が必要です。
- 地方分権が進み住民が自ら地域を考え、地域づくりに主体的に取り組んでいくことが求められています。本町では、まちづくりに関する意見交換の場として「町長と語る会」や「ブロック別懇談会」、「たいき未来共創会議」を実施しているほか、各種審議会における委員公募制の導入、各種使用料の改定や大型事業の実施に関する住民説明会の開催など、住民の声と意志を尊重しながら、まちづくりを進めています。
- 誰もが自分らしく輝いて暮らせるまちを築いていくために、男女が互いに人権を尊重し合い、一人一人の個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成する必要があります。

施策と取組内容

① 自治意識の高揚

■自治意識を高める研修を充実させるとともに、地域リーダーの育成を図ります。

② 行政区組織の育成

■行政区相互の情報交換、交流機会の充実に努めます。

③ コミュニティ活動の促進

■地域コミュニティの活性化のため、多くの住民が参加・協力できる体制づくりに努めます。

④ まちづくり活動への参画機会の拡大

■地域や団体との懇談会を定例化するとともに、住民各層と大樹町の将来像を描く「たいき未来共創会議」を定期的で開催します。

■各種計画策定における委員等の公募、ワークショップの開催やパブリックコメント^{*}等による住民の参画を推進します。

⑤ 男女共同参画社会の実現

■男女の枠にとらわれず、あらゆる場面で一人一人の個性や能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

⑥ 多様な主体とのつながりの形成

■住民、事業所、関係団体、地域等の多様な主体の参画を促し、それぞれが持つ力を存分に発揮するパートナーシップを構築し、効果的な事業展開を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
地域コミュニティ事業補助件数	26 件/年	40 件/年
審議会等における女性委員割合 ^{◆1}	14.0%	30.0%

◆1 審議会等における女性委員割合

地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会、第 180 条の 5 に基づく委員会等における女性委員割合。

5-2 交流・移住定住

関連するSDGs※



目指す姿

町内外の企業、学校、個人など、多様な人が定期的・継続的にまちに関わりを持ち、地域に暮らす人とつながる仕組みを構築することにより、新たな人の流れの創出と交流人口・関係人口の拡大を目指します。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、田舎暮らしが注目を集めるとともに、テレワーク※等の普及に伴い働き方やライフスタイルが多様化していることを踏まえ、サテライトオフィス※やコワーキングスペース※など、移住や定住、関係人口の創出拡大に向けた受入体制の整備や積極的な情報発信を行っていく必要があります。
- 社会生活をより豊かなものとし、お互いを思いやり、支え合う地域社会を育むとともに、人と人との絆を一層強めていくため、世代間交流の充実を図っていく必要があります。
- 本町は、福島県相馬市と姉妹都市の盟約をしており、群馬県吉岡町と友好都市の協定を締結しているほか、航空宇宙関連のまちづくりを進める国内7市町で組織される銀河連邦に加盟し、人や物産の交流を行っています。
- 町名「大樹」と同じ地名を縁とする台湾高雄市大樹区との間に友好交流協定を締結し、教育や文化交流、高校生の見学旅行の実施など、相互交流が進められています。
- 本町では、労働目的の外国人が増加傾向にあることから、日本文化や習慣に対して早期に慣れるための支援体制の構築や異文化の理解、国際感覚を身につけた人材の育成など、外国人との共生について必要な施策や支援を講じる必要があります。

施策と取組内容

① 移住・定住の促進

- 移住希望者等への移住相談体制の充実を図るとともに、移住・定住に関する情報を積極的に発信します。
- ワーキングステイ住宅※や移住希望者向け住宅の活用を推進します。
- 町内の空き家や空き地の有効活用を図り、移住・定住を促進します。
- 民間との連携も図りながら、サテライトオフィス※やコワーキングスペース※の整備を推進します。

② 世代間交流の推進

■福祉や学習、地域活動等での世代間交流の拡大と世代間交流を推進する機会の充実に努めます。

③ 地域の特性を活かした交流の推進

■姉妹都市、友好都市、銀河連邦加盟国との交流を推進します。

■雄大な自然をフィールドとしたアウトドアなど、地域資源を活かした交流の推進に努めます。

■スポーツ団体の合宿誘致、スポーツ・文化活動を通じた幅広い交流を進め、交流人口の拡大を図ります。

④ 国際交流の推進

■海外友好交流協定締結都市との交流を推進します。

■外国語教育等の充実に努め、国際化に対応した人材の育成を図ります。

■外国人の受入れ環境や生活環境の整備を推進します。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
ワーキングステイ住宅*・移住希望者向け住宅 利用件数◆ ¹	14 件	100 件
サテライトオフィス*・コワーキングスペース* 等設置件数◆ ²	3 件	5 件

◆1 ワーキングステイ住宅*・移住希望者向け住宅利用件数
令和2(2020)年度以降の累計。

◆2 サテライトオフィス*・コワーキングスペース*等設置件数
令和2(2020)年度以降の累計。

5-3 情報通信・デジタル化

関連する SDGs ※



目指す姿

Society5.0 ※時代に対応するため、地域内における ICT ※化を推進し、住民の利便性向上と行政事務の効率化を目指します。

現状と課題

- 情報通信においては、通信基盤の整備や通信技術の向上により、高速化と大容量化が進んでいます。また、スマートフォンやタブレット型端末など、多種多様な通信機能をもつ機器の普及とそれらを支える高速無線通信の基盤整備も急速に進んでいます。
- 本町では、令和3（2021）年度にこれまで未整備であった農漁村地域の光ファイバー等電気通信設備の整備が完了し、令和4（2022）年度から町内全域で高速通信サービスの供用が開始されました。
- デジタル化は、住民生活や産業経済活動を支える大きな柱であり、一層重要性が高まることから、今後の情報通信技術の発展や基盤整備の進展に対応した取組を進めるとともに、学校教育における環境整備や内容の充実、住民のすべてがその恩恵を享受できるよう、知識の習得や啓発を進めていく必要があります。

施策と取組内容

① 情報通信・デジタル化の普及促進

- 社会全体でスマートフォンやインターネット等による情報化社会への進展が加速化しており、時代の流れに則した情報通信メディアの普及を促進します。
- 高度な ICT ※を活用し、教育、福祉など、あらゆる分野で質の高い住民サービスを提供することを目指します。
- 行政をはじめ、地域社会全体の DX ※の推進に努めます。

② 効率的な行政事務の推進

- ICT ※環境の整備に努めます。
- ICT ※・デジタル人材の育成に取り組みます。
- マイナンバーカードを活用した行政手続等のオンライン化やキャッシュレス化に積極的に取り組み、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
マイナンバーカード交付率	69.9%	90.0%
オンライン化した行政手続き ^{◆1} の項目	0 項目	20 項目

- ◆1 オンライン化した行政手続き
マイナポータルを活用した電子申請によるものを除いた行政手続き。



5-4 行財政

関連するSDGs※



目指す姿

住民生活に最も身近な行政機関として、質の高い住民サービスを提供するとともに、歳入と歳出のバランスが取れた行財政運営を目指します。

現状と課題

- 地方の行財政を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、地域の実情やニーズに柔軟に対応していくためには、効率的で計画的な行財政運営が求められています。
- 本町では、地域課題や行政ニーズに柔軟に対応できる組織・機構づくりに努めているほか、DX※の推進、ICT※化の取組等による業務の効率化を進めています。今後も行財政改革の断続的な実施により、効率的・効果的な行政運営体制を確立するとともに、交付事務の迅速化、電子申請の拡大や接遇の向上など、行政サービスの向上、改善に努めていくことが必要です。
- 職員の環境に対する意識啓発に向け、SDGs※や脱炭素化に向けた取組等を進めるとともに、省エネ・資源の有効活用に努めていくことが必要です。
- 行政評価については、総合計画及び総合戦略の施策について内部評価を行うとともに、その結果を住民参画の外部組織に報告して、意見をいただきながら施策の推進に努めています。
- 毎月「広報たいき」を発行し、行政の課題や取組状況、住民に身近な話題等の情報提供に努めているほか、防災行政無線を通じて昼と夜の定時放送で各戸へお知らせ等の情報を発信しています。また、ホームページでは、町内外の多くの人に対してまちの取組や魅力等の情報を紹介しています。今後も各媒体の特性を活かしながら効果的な広報の充実に努めていくことが必要です。
- 「町長と語る会」、「ブロック別懇談会」、「たいき未来共創会議」で住民との対話の場を設けています。また、「広聴手紙」やホームページを通じて町内外の人の声を聞く手段としています。町政への意見や要望を把握し、施策に反映させるため、広聴体制や手段の拡充を検討していく必要があります。
- 行政の効率化や公共施設の適切な整備・活用、地域特性を生かした産業振興など、経済成長を促進する施策を積極的に推進していく必要があります。
- 歳入と歳出のバランスを保ちながら、将来の世代にも適切な公共サービスを提供していくため、持続可能な財政の運営を行っていく必要があります。
- 納税については、口座振替の促進や広報活動等により収納率の向上に努めていくことが必要です。

施策と取組内容

① 効率的な行政運営

- 地域課題や行政ニーズに柔軟に対応した行政運営に努めます。
- 行財政改革の実施により、効率的・効果的な行政運営体制を確立するとともに、交付事務の迅速化、電子申請の拡大や接遇の向上など、行政サービスの向上、改善に努めます。
- 職員の環境に対する意識啓発に向け、SDGs^{*}や脱炭素化に向けた取組を積極的に進めます。

② 総合計画及び総合戦略の進行管理

- PDCA サイクル^{*}を推進し、内部評価及び外部評価による進行管理・行政評価を行い、施策や事務事業の改善に努めます。

③ 広報・広聴の充実

- 町政に関する様々な情報を分かりやすく提供できるよう、広報紙の紙面構成や記事内容を工夫し、身近で親しみのある広報紙を目指します。
- 「町長と語る会」、「ブロック別懇談会」、「たいき未来共創会議」など、広聴活動の機会を充実させ、幅広い年代の住民の意見を把握します。
- 効果的な広報・広聴活動が実施できるよう、SNS^{*}等を活用した情報発信を検討します。

④ 健全な財政運営

- 支出削減や収入増加策を検討し、財政の持続可能性を確保します。
- 予算の見直しや事業の評価、適切な優先順位付け等により、無駄な支出を減らします。
- 町税等の徴収強化や未利用資産の有効活用など、歳入確保に取り組みます。
- 債務の返済計画や金利管理等を適切に行い、財政の安定性を確保します。
- 経済成長を促す政策を推進し、経済成長に伴う税収増加など、財政基盤の強化に寄与します。

⑤ 公共施設の整備・活用

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の維持管理に努めるとともに、適切な整備・活用を図ります。

⑥ ふるさと納税の推進

- ふるさと納税を活用して、新たな特産品や体験型観光商品等の返礼品を生み出し、広くPRすることにより、町内産業の活性化を図るとともに、財源確保に努めます。
- 企業版ふるさと納税の活用により企業との連携を図るとともに、財源確保に努めます。

施策の達成度を測るための指標	R4 (2022) 年度 実績値	R15 (2033) 年度 目標値
経常収支比率 ^{◆1}	88.6%	88.6%
実質公債費比率 ^{◆2}	9.5%	13.0%

◆1 経常収支比率

地方税等の経常的な収入が、人件費等の経常的な経費にどの程度充てられているかを示す比率。

◆2 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

5-5 広域行政

関連する SDGs ※



目指す姿

住民の生活圏拡大への対応や事務事業の効率化を図るため、関係機関や関係市町村との連携強化を推進します。

現状と課題

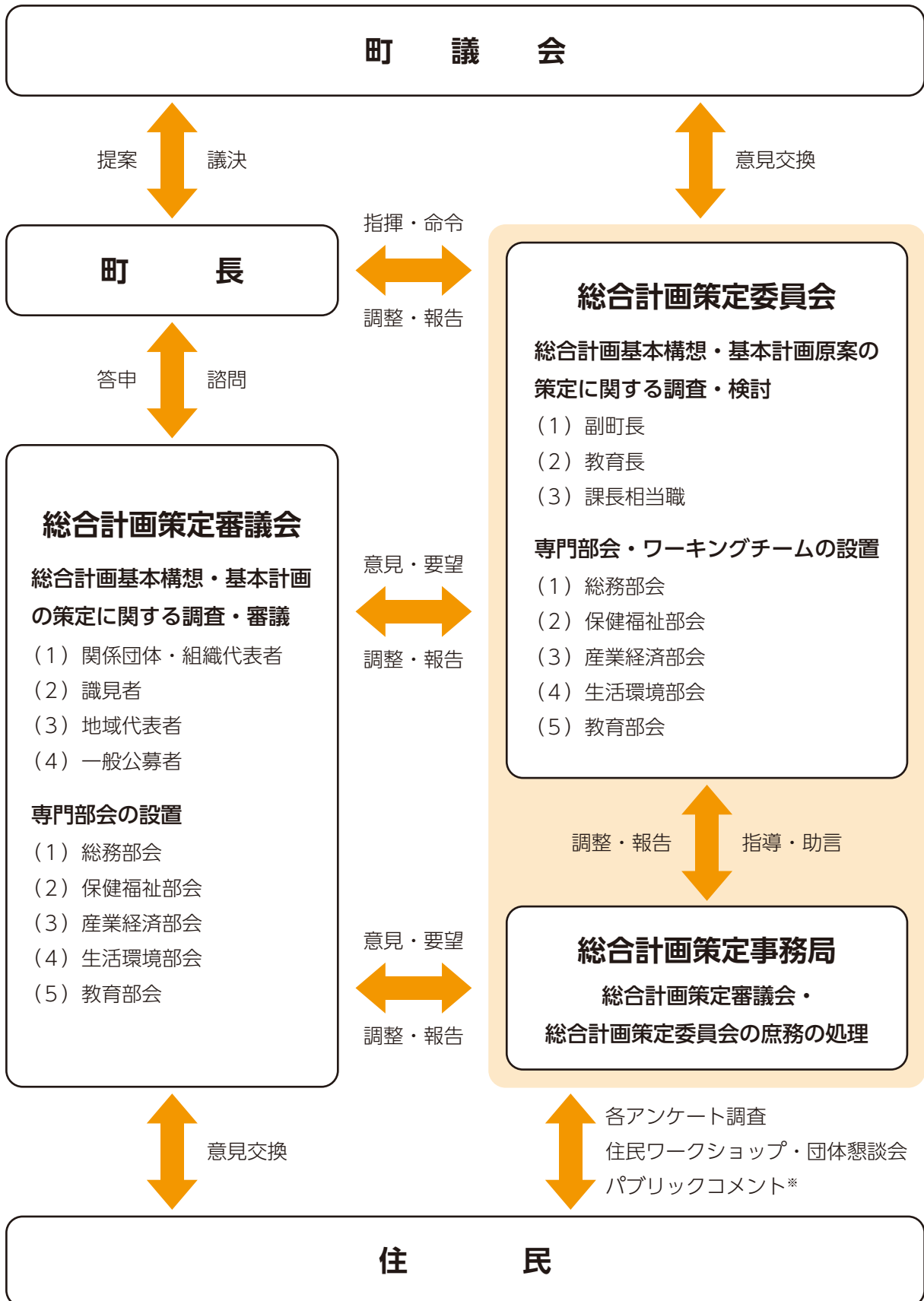
- 人口減少や少子高齢化が進み、対応しなければならない事務事業が増え、小規模な自治体単独での対応が困難になってきており、更に、日常生活圏の拡大、価値観や生活スタイルの変化等に伴い、近隣自治体との連携による広域的な行政サービスへの取組が重要となっています。
- 十勝管内 19 市町村で構成する十勝圏複合事務組合では、広域的な振興計画の策定や十勝市町村税滞納整理機構の運営を行うほか、令和 10（2028）年度から供用開始予定のごみの新中間処理施設の整備にも取り組んでいます。
- 十勝管内 19 市町村で構成するとかち広域消防事務組合では、消防事務の共同処理が行われています。
- 帯広市を中心市とする十勝管内 19 市町村で構成する十勝定住自立圏では、医療や福祉、産業振興等の分野において広域で共通の課題に取り組んでいます。
- ごみ処理や火葬場の運営、介護保険の認定審査など、様々な分野で広域連携を進めており、効率的な行政運営を推進し、地域の活性化や住民サービスの向上につなげるため、今後も取組を継続していく必要があります。

施策と取組内容

- ① 広域行政の推進
 - 一部事務組合や介護認定等の共同事務を円滑に進め、連携を強化します。
- ② 広域的な取組の推進
 - 広域的な課題の解決に向け、関係自治体や関係団体と連携した取組を推進します。

資料編

1 策定体制



大樹町総合計画策定審議会

(任期：令和4年12月1日～令和5年12月13日)

役職名	部会名	職名	氏名	備考
会長	総務	大樹町行政区長連絡協議会会長	尾藤宏樹	
副会長		大樹町行政区長連絡協議会副会長	廣瀬庄治	
委員		大樹町行政区長連絡協議会副会長	牧田日出男	
		大樹町消防団団長	金丸正道	前任
		副団長	高橋正勝	後任
		大樹町移住コーディネーター	岡山ひろみ	
公募		大樹町移住コーディネーター	大原武智	
公募		大樹町移住コーディネーター	山下教大	
公募		大樹町移住コーディネーター	岩崎英大	
副会長		社会福祉法人大樹町社会福祉協議会会長	大佐井藤村	
委員	社会福祉法人大樹町福祉事業会理事長	橋本英大		
	認定こども園たいぎ父母の会会長	神宮司亜沙美	前任	
	尾田認定こども園父母の会会長	金丸穂奈美	後任	
	大樹町民生児童委員協議会会長	林中部保		
大樹町身体障害者福祉協会大樹分会副会長	安酒井厚二			
公募	大樹町身体障害者福祉協会大樹分会副会長	安酒井厚二		
副会長	産業経済	大樹町農業協同組合代表理事組合長	坂西井川正久	前任
委員		大樹町農業協同組合青年部長	半山田口久佑	後任
		大樹町漁業協同組合代表理事組合長	神山川久典	前任
		南十勝森林組合代表理事組合長	西川重穂	後任
		北海道猟友会大樹支部支部長	加藤康浩	
大樹町商工会会長		三浦祥祐		
大樹町商工会青年部長		山中具光	前任	
大樹町観光協会会長		小田切義憲	後任	
SPACE COTAN 株式会社代表取締役社長		菊池功		
副会長		大樹町建設業協会会長	茂木哲次	前任
委員	大樹町都市計画審議会会長	田中元義	後任	
	大樹町町営住宅運営委員会副委員長	中播高橋章		
	大樹町空家等対策協議会委員	高橋美孝	前任	
	大樹町農業協同組合女性部長	姉崎一紀	後任	
	大樹町漁業協同組合女性部長	杉森孝子	前任	
	大樹町商工会女性部長	小寺嶋恵子	後任	
公募	大樹町商工会女性部長	高橋秀昌	前任	
副会長	教育	大樹町立大樹小学校校長	袴田孔潤	前任
委員		大樹町PTA連合会会長	井黒川谷祥征	後任
		大樹町社会教育委員の会委員長	佐藤西田	
		大樹町文化協会会長	香島あや子	
		大樹町女性団体連絡協議会副会長	高橋幸子	
大樹町スポーツ推進委員会委員長		高橋江貴		
大樹町立大樹中学校校長		前福田本		
北海道大樹高等学校校長		前福田本	前任	
			後任	

※副会長は、専門部会の部会長を兼任しています。

大樹町総合計画策定委員会

(令和6年3月31日現在)

役職名	部会名	職名	氏名	備考
委員長	—	副町長	松 木 義 行	
副委員長	—	教育長	沼 田 拓 己	
委員	総務	総務課長	吉 田 隆 広	部会長
		とがち広域消防事務組合大樹消防署長	杉 山 佳 行	副部会長
		企画商工課長	伊 勢 徹 則	
		住民課長	水 津 孝 一	
		出納課長	楠 本 正 樹	
		議会事務局長	佐 藤 弘 康	
		保健福祉課長	清 原 勝 利	部会長
	保健福祉	特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長	牧 田 護	副部会長
		住民課長	水 津 孝 一	
		保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ	
		保健福祉課参事	明日見 由 香	
		国民健康保険病院事務長	下 山 路 博	
	産業経済	農林水産課長兼町宮牧場長	松 久 琢 磨	部会長
		企画商工課参事	菅 浩 也	副部会長
		企画商工課長	伊 勢 徹 則	
		農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信	
生活環境	建設水道課長	奥 純 一	部会長	
	住民課長	水 津 孝 一	副部会長	
	南十勝複合事務組合事務局長	佐 藤 力		
教育	学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹	部会長	
	社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二	副部会長	

※企画商工課長と住民課長は、複数の専門部会に所属しています。

大樹町総合計画策定事務局

(令和6年3月31日現在)

役職名	職名	氏名	備考
事務局長	企画商工課長	伊 勢 徹 則	
事務局員	企画商工課企画係長	樋 口 直 樹	
	企画商工課企画係主査	太 田 翼	

2 策定経過

年月日	内 容
令和4年 7月 22日	・第6期総合計画策定支援業務公募型プロポーザル
8月 31日	・第5期総合計画達成度調査（～9月30日）
10月 1日	・まちづくり住民アンケート調査（～10月31日） ・中学生・高校生アンケート調査（～10月31日） ・まちづくり団体アンケート調査（～10月31日）
12月 1日	・第1回第6期総合計画策定審議会（諮問）
令和5年 1月 24日	・第1回住民ワークショップ
2月 7日	・第2回住民ワークショップ
2月 21日	・第3回住民ワークショップ
2月 22日	・子育て世代との団体懇談会
6月 21日	・第1回第6期総合計画策定委員会
7月 28日	・第2回第6期総合計画策定審議会 第2回第6期総合計画策定委員会 ※合同開催
9月 6日	・第3回第6期総合計画策定審議会 第3回第6期総合計画策定委員会 ※合同開催 ・専門部会（総務・保健福祉・産業経済・生活環境・教育）
10月 13日	・第4回第6期総合計画策定審議会 第4回第6期総合計画策定委員会 ※合同開催 ・専門部会（総務・保健福祉・産業経済・生活環境・教育）
10月 27日	・パブリックコメント*（～11月17日）
12月 13日	・第5回第6期総合計画策定審議会（答申） 第5回第6期総合計画策定委員会 ※合同開催
12月 25日	・令和5年第5回大樹町議会臨時会（議決）

3 諮問・答申

(1) 諮問書

樹企商第411号
令和4年12月1日

大樹町総合計画策定審議会
会長 尾藤宏樹様

大樹町長 酒森正人

第6期大樹町総合計画の策定について（諮問）

第6期大樹町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、大樹町総合計画策定審議会条例（平成24年条例第5号）第2条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和5年12月13日

大樹町長 黒川 豊 様

大樹町総合計画策定審議会
会長 尾藤 宏樹

第6期大樹町総合計画の策定について（答申）

令和4年12月1日付けで諮問のありました「第6期大樹町総合計画の策定」について慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会で出された意見やパブリックコメントを通して寄せられた意見を尊重するとともに、次の事項に配慮いただき、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて鋭意努力されることを要望します。

記

1. 計画の推進にあたっては、町民をはじめとする関係機関等への十分な周知と情報共有を図るとともに、多様な主体との連携・協働によるまちづくりに努めること。
2. 各施策が着実に推進されるよう、外部評価を取り入れ、毎年度の進捗管理を適切に行い、目標の達成に向け取り組むこと。

4 用語解説

あ行	
イノベーション	新しいアイデアから社会的に意義のある新たな価値を創造し、大きな変化をもたらす技術革新。
宇宙版シリコンバレー	航空宇宙産業の集積地。

か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすること。
協働のプラットフォーム	多様な主体が共通する課題に応じて集まり、それぞれの得意とする知識・技術や人のつながり等を活かして、地域課題の解決や新しい目的の実現に向けて取り組んでいく場。
行政力	自治体の職員が効果的な施策を立案・展開するとともに、自律した健全な経営を行っていく力。
ケースワーカー	生活する上で何らかの困りごとを抱えている人の相談を受ける仕事をする人。
コーホート変化率法	同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
コワーキングスペース	異なる職業や仕事を持った利用者が同じ場所にある設備を共有しながら仕事をする場所。

さ行	
サテライトオフィス	企業や団体の本拠から離れたところに設置されたオフィス。
ジェンダー	男性・女性という2つの性別だけではない、社会的・文化的に形成される性別。
住民力	住民が自ら地域課題の解決に取り組んでいく力。
スマートメータ	使用量を自動計測するための通信機能が搭載された検針メータ。
セーフティネット	あらかじめ予想される危険や損害の発生に備え、被害の回避や最小限化を図る制度や仕組み。
ゼロカーボンシティ	令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指している自治体。

た行	
地域力	地域の構成員が自ら地域課題の所在を認識して、自律的に町内外の主体との協働を図りながら、地域課題の解決に取り組んでいくとともに、地域としての価値を創造していく力。
地中熱ヒートポンプシステム	地中に埋設した地中熱交換器からヒートポンプを介して地熱エネルギーを冷暖房等に利用する技術。
テレワーク	情報通信技術を活用した、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方。

は行	
バイオガスプラント	家畜ふん尿や生ごみ等のバイオマスを嫌気性の微生物が分解することで発生するバイオガスを製造・収集する施設。
パブリックコメント	行政が計画等を策定する際に、事前に素案を公表して、広く住民から意見を募り、その意見を考慮して最終決定を行う手続き。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。
北海道スペースポート (HOSPO (ホスポ))	北海道からロケットの打ち上げや宇宙船 (スペースプレーン) の離着陸を行うことを目指す、民間にひらかれた商業宇宙港。
北方型住宅 ZERO (ゼロ)	再生可能エネルギーや道産木材活用等の住宅の脱炭素化に資する様々な対策を地域の特性に応じて取り入れることができる質の高い住まい。

や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている 18 歳未満の若者。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにデザインすること。

ら行	
ローリング方式	計画と現実のズレを防ぐために、施策や事業の部分的な修正や見直しを定期的に行っていく計画管理の方法。

わ行	
ワーキングステイ住宅	まちづくりや田舎暮らしに興味がある方、テレワークをされる方、移住して起業を考えている方向けの移住促進住宅。
ワールドカフェ方式	カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、少人数に分かれたテーブルで自由な対話を行い、他のテーブルとメンバーをシャッフルして対話を続けることにより、参加した全員の意見や知識を集めることができる方法。
A	
AED (エー・イー・ディー)	心室の細動で全身に血液を送れない時に電気ショックを与えて、正常な機能を回復させる自動体外式除細動器。
D	
DX(ディー・エックス)	デジタル・トランスフォーメーションの略。情報技術が社会に浸透することで、人々の生活がより良いものへ変革するという概念。
G	
GIGA (ギガ) スクール構想	グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オールの略。小・中学校の児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。
I	
IoT (アイ・オー・ティー)	インターネット・オブ・シングスの略。パソコン等の情報機器が接続していたインターネットに、家電製品等の様々なモノをつなげる技術。
ICT (アイ・シー・ティー)	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。テレビや携帯電話等のあらゆる通信機器やテレビ会議等の様々なサービスを含む情報通信技術。
M	
MaaS (マース)	モビリティ・アズ・ア・サービスの略。複数の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
P	
PDCA (ピー・ディー・シー・エー) サイクル	プラン・ドゥー・チェック・アクション・サイクルの略。計画・実施・評価・改善による仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようとする概念。

人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹

S	
SNS (エス・エヌ・エス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で登録された利用者同士が社会的ネットワークを構築できるようにするサービス。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	サステナブル・ディベロップメント・ゴールズの略。国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ（行動計画）」に基づき、令和 12（2030）年を期限として設定された、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットで構成される国際目標。 ※基本構想の「第 4 章 SDGs（持続可能な開発目標）との関連」を参照。
Society (ソサエティー) 5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ第 5 の新たな社会として、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

W	
Wi-Fi（ワイ・ファイ）	無線で通信する端末がお互いに接続可能になる方式。
Web（ウェブ）方式	ワールド・ワイド・ウェブの略。インターネット上で様々な情報の閲覧を可能にする方法。

Z	
ZEH（ゼッチ）	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱性向上等により年間の一次消費エネルギー量を大幅に削減し、収支を正味ゼロにする住宅。

3	
3R（スリー・アール）	製品をつくる時に使う資源量や廃棄物等の発生を少なくすることを指すリデュース、使用済製品やその部品等を繰り返し使用することを指すリユース、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することを指すリサイクルの総称。

5 施策の体系とSDGs※との関連

	貧困 1 貧困をなくそう	飢餓 2 飢餓をゼロに	保健 3 すべての人に健康と福祉を	教育 4 質の高い教育をみんなに	ジェンダー※ 5 ジェンダー平等を實現しよう	水・衛生 6 安全な水とトイレを世界中に
基本目標1 共に支え合い安心して暮らせるまち						
1-1 地域福祉			●			
1-2 子育て支援	●	●	●	●		
1-3 高齢者福祉			●			
1-4 障がい福祉			●			
1-5 保健・医療	●		●			
1-6 社会保障	●	●				
1-7 防災						
1-8 防犯・交通安全・消費者保護						
1-9 消防・救急						
基本目標2 誰もが学び続けられるまち						
2-1 学校教育	●	●	●	●		
2-2 社会教育	●	●	●	●		
2-3 スポーツ			●	●		
2-4 文化				●		
基本目標3 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち						
3-1 農業						
3-2 林業						
3-3 水産業						
3-4 商工業						
3-5 観光						
3-6 航空宇宙		●		●		
3-7 雇用・勤労者対策					●	
基本目標4 美しい自然と共生する持続可能なまち						
4-1 環境保全・脱炭素化						●
4-2 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化						●
4-3 上下水道						●
4-4 道路			●			
4-5 公共交通			●			
4-6 公園・緑地						
4-7 住環境			●			
4-8 火葬場・墓地						
基本目標5 地域共創やデジタル化が進むまち						
5-1 コミュニティ・協働			●		●	
5-2 交流・移住定住				●		
5-3 情報通信・デジタル化						
5-4 行財政						
5-5 広域行政						

人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹

エネルギー	経済成長・雇用	イノベーション	不平等	持続可能都市	消費・生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
7 エネルギーを安全に 利用する	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさも 増やそう	16 平和と正義を 守り、人々に	17 パートナーシップ で課題を解決しよう
			●	●					●	●
				●						●
			●	●					●	●
			●	●					●	●
			●	●					●	●
			●	●		●				●
			●	●						●
			●	●						●
				●						●
	●		●	●					●	●
	●			●						●
	●	●		●						●
	●			●						●
●	●	●		●	●					●
●	●			●	●	●	●	●		●
●	●			●	●	●	●	●		●
		●		●	●	●	●	●		●
		●		●	●	●				●
		●		●	●	●				●
●		●		●	●	●	●	●		●
		●		●	●					●
				●						●
	●	●		●					●	●
	●	●		●					●	●
	●	●	●	●	●				●	●
	●	●	●	●					●	●
	●	●	●	●					●	●

序
論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

6 第6期総合計画に係る個別計画等一覧

基本目標	施策分野	個別計画等
1 共に支え合い安心して暮らせるまち	1-1 地域福祉	○大樹町子ども・子育て支援事業計画
	1-2 子育て支援	○大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	1-3 高齢者福祉	○大樹町障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
	1-4 障がい福祉	
	1-5 保健・医療	○大樹町保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画
	1-6 社会保障	○健康増進計画・食育推進計画
	1-7 防災	○大樹町新型インフルエンザ等対策行動計画
	1-8 防犯・交通安全・消費者保護	○大樹町立国民健康保険病院経営強化プラン
	1-9 消防・救急	○大樹町強靱化計画 ○大樹町地域防災計画
2 誰もが学び続けられるまち	2-1 学校教育	○大樹町生涯学習推進計画
	2-2 社会教育	○大樹町子どもの読書活動推進計画
	2-3 スポーツ	
	2-4 文化	
3 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち	3-1 農業	○農業経営基盤強化の促進に関する基本構想
	3-2 林業	○大樹町酪農・肉用牛生産近代化計画
	3-3 水産業	○大樹町鳥獣被害防止計画
	3-4 商工業	○大樹町森林整備計画
	3-5 観光	○森林経営計画
	3-6 航空宇宙	
	3-7 雇用・勤労者対策	
4 美しい自然と共生する持続可能なまち	4-1 環境保全・脱炭素化	○大樹町地球温暖化対策実行計画
	4-2 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化	○大樹町再生可能エネルギー導入計画 ○大樹町一般廃棄物処理基本計画
	4-3 上下水道	○大樹町災害廃棄物処理計画
	4-4 道路	○大樹町都市計画マスタープラン
	4-5 公共交通	○大樹町水道事業経営戦略
	4-6 公園・緑地	○大樹町公共下水道事業経営戦略
	4-7 住環境	○大樹町個別排水処理施設事業経営戦略
	4-8 火葬場・墓地	○大樹町公共下水道事業全体計画・事業計画 ○大樹町橋梁長寿命化修繕計画 ○大樹町地域公共交通計画 ○大樹町住生活基本計画 ○大樹町公営住宅等長寿命化計画 ○大樹町空家等対策計画
5 地域共創やデジタル化が進むまち	5-1 コミュニティ・協働	○大樹町公共施設等総合管理計画
	5-2 交流・移住定住	○大樹町過疎地域持続的発展市町村計画
	5-3 情報通信・デジタル化	○大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略
	5-4 行財政	
	5-5 広域行政	



第6期
大樹町総合計画

令和6年3月
発行：大樹町

〒089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通 33
TEL 01558-6-2111(代表) FAX 01558-6-2495
<https://www.town.taiki.hokkaido.jp>